

農政商工観光委員会会議録

日時 平成20年12月15日(月) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後5時10分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 木村富貴子
副委員長 望月 勝
委員 中村 正則 森屋 宏 保延 実 渡辺 英機
竹越 久高 丹澤 和平 小越 智子 内田 健

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

観光部長 進藤 一徳 観光部次長 清水 文夫 観光企画課長 山田 幸子
観光振興課長 堀内 久雄 観光資源課長 山下 正人
国際交流課長 窪田 克一

農政部長 遠藤 順也 農政部次長 笹本 英一 農政部技監 矢野 一男
農政部技監 石川 幸三 農政総務課長 山本 一 指導検査室長 望月 剛
農村振興課長 横田 達夫 果樹食品流通課長 齋藤 辰哉
畜産課長 渡辺 富好 花き農水産課長 赤池 栄夫 農業技術課長 西島 隆
耕地課長 加藤 啓

商工労働部長 廣瀬 正文 産業立地室長 中楯 幸雄
商工労働部理事 秋山 貴司 商工労働部次長 新津 修
商工労働部次長 高橋 哲朗 産業立地室次長 曾根 哲哉
労働委員会事務局局長 有泉 晴廣 労働委員会事務局次長 成島 秀栄
商工総務課長 飯沼 義治 商業振興金融課長 岩波 輝明
工業振興課長 清水 幹人 労政雇用課長 塩谷 雅秀
職業能力開発課長 佐野 芳彦 産業立地推進課長 中込 雅

公営企業管理者 今村 修 企業局長 佐々木正彦 企業局技監 山田 清
企業局総務課長 名取 幸三 電気課長 西山 学

議題 第112号 平成二十年山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの
第113号 平成二十年度山梨県商工業振興資金特別会計補正予算
第132号 指定管理者の指定の件
第133号 指定管理者の指定の件
第134号 指定管理者の指定の件
第135号 指定管理者の指定の件
第136号 指定管理者の指定の件
第137号 指定管理者の指定の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、観光部、農政部、商工労働部・労働委員会、企業局の順に行うこととし、午前10時04分から午前10時56分まで観光部関係、休憩をはさみ午前11時13分から午後2時00分まで(その間、午前11時54分から午後1時04分まで休憩をはさんだ)農政部関係、休憩をはさみ午後2時32分から4時52分まで商工労働部・労働委員会関係、さらに休憩をはさみ午後5時08分から5時10分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等	観光部関係
※第112号	平成二十年山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの
質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
※第133号	指定管理者の指定の件
質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
※第134号	指定管理者の指定の件
質疑	
内田委員	この質問をここで私ができるかどうか、ちょっと私の中でわからないのですが、ほかに質問する場所がないのでここで聞きたいのですが。指定管理者について、今回の審議の場合とそれから継続の場合が多分あると思うのですが、それぞれの所管ごとに、例えばプロポーザル方式とかというのは所管ごとに決めているんですか。それとも指定管理者制度そのものが、今回はプロポーザル方式で全部いくというように決まっているんですか。では、観光部はどうしているの？ プロポーザル？
窪田国際交流課長	例えば、今回の国際交流センターについてはプロポーザル方式で行っております。
内田委員	これはちょっと所管外になってしまうんだけど、美術館、文学館は、たしかサントリーと桔梗屋が合体したのが多分やっていたと思う。説明を受けたんだけど、プロポーザル方式を何でとったんですか、というのが、どうもわからないんですよ。プロポーザル方式にするということは、それなりのメリットみたいなものがあって、それがあからプロポーザルにしたのだということがあるとは思いますが、では、観光部は観光部でプロポーザルに決めたんですか。何でプロポーザルをとったの。
清水観光部次長	観光部所管施設の指定管理者の選定につきましては、観光部内におきまして指定管理者の選定要領というものを設定いたしております。その中におきまして、今回採用いたしましたプロポーザル方式を決定いたしましたものでございます。

内田委員

それは、何で決めたかという説明にはならない。それで、これはちょっとおいておいて、どうして私がこんなことを聞くかということ、質問戦の中に実は指定管理者のことを入れようと思ったんです。だけど、資料がないわけ。今、委員会でやっているでしょう。この定例会の質問戦の中で質問ができないというのは非常に不思議な状況。だから議会の役割が軽視されていると、いつも言っているんだけど。そこで、多分だれも質問してないですよ。こういう質問をやってない。できないんです。委員会でやって初めて内容が明らかになってくるのだからできないんだけど、ここで、プロポーザル方式というのは、私が聞いたところによると、例えば文学館、美術館の関係で言うと、サントリーと合体したところが5年間で17億円とかという金額を出してきましたよね。それが、要するに、一番高いところに落ちているんですよ。金額的に言うと、21億円だったかな、とにかく金額で言うと一番高いところに落ちている。

何か不思議だなと思って。これは総合評価制度だとよく言うんです。要するに、満点を決めておいて、例えば金額で40点とかね、あるいはそれ以外のもので10点とかという、何しろトータルして出てきたもので、例えば四十何点幾つでここに落ちましたというので落としているんだけど、その決め方がわからない。その説明が全くないんですよ。何でこれは10点にして、こっちは20点にして、こっちは30点にするのかという、合理的な根拠が全くないんですよ。そういうことを本当は聞いたかったんですけども。それはある？ そうしなければ、だってプロポーザル方式をとった理由にならない。プロポーザル方式に決めたということは、それは決めたという説明であって、何で決めたのか。プロポーザル方式がいいということと言わないと説明にはならない。そうでしょう？ それで、こういうことなんですよ。金額を提案してもらって、観光部の望むような提案に近いものに落とすと。ところが、金額は今から削っていきますというんです。文学館の例ですが、最終的に、こういうものとかいうものとかいうものは落として、十何億円ぐらいにするんだというんだけど、それだったら最初から、そいだ状態で競い合わせた方がいいんじゃないかと、私は思うんです。その辺のことを聞いたかったんです。

清水観光部次長

私どもの方も、指定管理者の審査をする場合におきまして、幾つか選定項目を設けて、その中に価格の提案も得点として入っております。そして、その価格の提案の配点を決めるに当たりましては、事務局の方から提案されました原案をもとに、今ここにあります委員5人が集まりまして、この配点数が妥当かどうかということ、まず協議をいたしました。その協議をされました結果に基づきまして、それぞれの項目の配点を決定いたしまして、それに基づいて審査をいたしましたという状況でございます。

内田委員

では、今後のこともあるから1つ要望しておく。我々みたいに、きょうはまさに審議をするわけです。そして最終日に議決するわけでしょう。その議決する我々にとって、多分、わかっていないですよ。把握していないし、何社が応募したかというレベルしかわからない。では金額がほかとどうなっているかというの、わからないでしょう。資料が出ていないんだから。そういうことをやっているということ自体、おかしいと言っているんですよ。そうじゃない？

まさに議会軽視なんだよ。議会の議決が要るなんて言っても、こんなもの形式だけで、実質的な審議なんか何もしていないわけでしょう。だから質問戦にも、項目に入れられない。実際入れられないですよ。本当は一般質問とか代表質問にそれを入れて、知事の考え方も聞いていくというのが普通でしょう。それができない状況にある。

それで、今後のことについて私の方から要望なんだけれども、やはり、事前に資料をきちんと出してもらいたい。審議をするための資料をちゃんと出して、そして我々がそれを検討して、そして議会で議決をしていくということを、私はやるべきだと思うんですよ。

指定管理者の全体はどこですか。

進藤観光部長 行政改革です。

内田委員 行政改革ね。総務（委員会）だね。

進藤観光部長 そうです。

内田委員 はい、いいです。その要望だけ出して終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(観光支援を目的とした林道整備について)

小越委員 1点だけお伺いいたします。

補正予算はここではなく、土木森林環境（委員会）関係だと思うんですけども、今回の補正予算の中で、観光支援事業という、観光客の一層の誘致と利便性の向上を図るためということで、林道3件が出されております。これは向こうの所管かもしれませんが、観光の目的でということになっているんです。南アルプス林道、川上牧丘、丸山林道の3カ所をお聞きしたんです。この補正予算で公共事業の前倒しということでこれが出てきたと思うんですけども、観光部は、この3カ所で観光客の誘客について、どのような効果があるとお考えなんでしょうか。

山田観光企画課長 ただいまお話がありましたように、林道につきましては3カ所、丸山林道、南アルプス林道、川上牧丘林道の3カ所で1億円になっておりますが、その中でも川上牧丘林道は、大弛峠から登りまして、夢の庭園に行きまして、そこから東には国師ヶ岳、西には金峰山、歩いて国師ヶ岳が1時間、金峰山が2時間半ぐらいのところ、車で行ける一番高いところと聞いているのですが、そこで山梨市がツアーといいますか、登山について募集をしましたところ、30人で1回やるところを、当日いっぱいになりましたので4回ほどしたということで、観光に大変結びついておりますし、観光部でも一体となって整備をしていきたいと思っております。

小越委員 今回、この3カ所は観光部から提案されたんでしょうか。

山田観光企画課長 はい。今まで平成18年度までは、魅力ある観光地づくりモデル事業ということで観光部の方で公共事業として一緒にやっておりましたけれども、ただいまは各部から出ています部付主幹が調整をする中で、森林環境部の方に予算が

上程されております。

小越委員 　だから、森林環境部がやっているんですけども、この3カ所をやってほしいと、これだけ効果があるからという提案は、サジェスションというのを含めて観光部がされたのでしょうか。

山田観光企画課長 　はい、そのように存じております。

小越委員 　今回は、でも、金額的には1カ所3,000万円とか4,000万円とか、すべての林道がきれいになるわけではない金額だと思うんです。だから、公共事業前倒しで、公共事業建設業者の方々の仕事の確保だと思うんですけども、こういう道をつくる時に、最後に観光の目的というのがいつも出てくるんですね。ここもそうなんですけれども。こういうときに、観光部とすれば、この道を最初にやってほしいと。こういうとき、最後に観光って出てくるんですけども、観光部とすれば、この3つの公共のところ、観光部から、この道をやってほしいという、段取りというか、スケジュールというか、流れというのはつくられているのでしょうか。来年ここをやってほしい、ここをやる、この目的のために観光客がと、それは観光部からやっているのでしょうか。

山田観光企画課長 　ただいまの件につきましては、観光部と森林環境部で一緒になって検討をしております。

小越委員 　いや、だから、全体の予算をつくる時に、今回もそうですけれども、いつも農道でも、どこの問題でも、林道もそうですけれども、観光客に使い勝手がよくなると。それは後でつけた理由かもしれないけれども、それが目的になっていく中では、では、来年この道を観光目的のために広げてほしいとか、つなげてほしいというのは観光部から提案をされるのでしょうか。観光部からの考えというのはないのでしょうか。その考え方を、流れというか、だれが段取りをつけて、観光部とすれば、今こういう案があるというのは、どうなんですか。

山田観光企画課長 　私どもは「つどう・やまなし」の実現のために、どのように進めていったらよいかということで、具体的にはこういった計画というのは、多分、森林環境部で持っていると思うんですけども、観光振興基本計画の中で、例えば富士山の吉田口登山道ですとか、日本百名山に行く山の林道ですとか、そういうような考え方でさせていただいております。

小越委員 　これ以上言ってもあれだけど、優先順位とか観光部の考え方があると思うんです。まず富士山観光するといえば、富士山のところの近辺を最優先にやるとか、それから登山客のところであればそこをやる。それから、周辺の甲府なら甲府の観光地、石和とか。そういう考え方とか、ここをやってほしいとか、そういう考え方はないのでしょうか、観光部として。何となく後からついてきたというのは、ちょっと、今後の観光の展開の中で違うと思うんです。観光部としてはそういう考え方はないのでしょうか。

山田観光企画課長 　観光部としての考え方がないというわけではございませんで、観光部としたら、今やっている観光振興ですとか、そういった観点から森林環境部とこうい

うようなところを進めたいということを考えていて、小越委員がおっしゃるように、重点的に富士登山、富士山とか何々というようには、私は聞いていないのですけれども、どこが一番よいかというような観点から進めさせていただいているところです。

小越委員

その中に観光部も入って、ことしはここのところを広げる、ここは順番で、3,000万円ですから来年ここまでやるとかという、そういうのがないと、観光部が知らない中で、何となく、今回もどういふわけだか知らない、観光客の誘致なんだけど、ここでは審議がなくて、向こうでやるっていうのは、何かちょっと、観光部のイニシアチブがないというか、何となく後で、観光目的で道がつくられたみたいなことになっているのはいかがなものかと思うので、観光目的で道をつくるのであれば、公共の中に積極的に入る、それからここはもっと早くしてもらいたい、そういうふうにあるべきだと思うんですが、いかがですか。

山田観光企画課長

済みません、私の説明が足りなかったと思うんですけれども、県土整備部ですとか森林環境部、農政部、各部から部付主幹が観光部に置かれています。その部付主幹が中心になって、森林環境部と一緒に調整をさせていただいている。私どもの意見は十分入っていると考えています。

小越委員

何となく道をつくった後に、アリバイ的に最後に観光目的だとなってしまうのはまずいと思うんです。今回の3,000万円、4,000万円つけて、そこで観光客がたくさん来るといふ金額ではなく、これは公共事業前倒しで経済活性化だとは思いますが、ここに、一応、目的に「観光客の一層の誘致」と書いてありますから、観光部が何か知らないうちにつくったということにならないように、どの道が必要なのかということをお観光の立場からも考えて、一緒に公共をつくる時には観光部も絡んでしっかり提案したり、いや、ここよりこっちが先だとか、そういうのをやってもらいたいと思います。お願いします。

山田観光企画課長

今、富士山世界遺産に向けての富士山の林道ですとか、それから、先ほども同じことを申し上げましたが、日本百名山ですとか、今、ニューツーリズムで山岳信仰ということを取り組んでおりますので、そういった観点でこれからも進めていきたいと思っております。

内田委員

代表質問で皆川議員の方から、信玄公祭りの見直しですとか、あるいはそれに対する質問があったと思うんですけれども、私は、ちょっと何年ぐらい前か記憶が定かでないのですが、四、五年前、たしか野田観光部長のころだったかなと思うんですけども、信玄公祭りについていろいろな質問をしたことがあるんです。たしか再来年で40周年ということで、40周年ぐらいを契機に見直しをしていくんだという答弁がたしかあったと思うんですけども、私の記憶だと、たしか信玄公祭りを、アドブレン社という、山日グループの関係の会社が始めたんじゃないかなと思います。それで、途中から県とか甲府市とかが入ったんじゃないかなと思うんですけども。多分、具体的に話は答弁の中になかったんですけども、40年近くやってきた信玄公祭りそのものをどういうふうにしていきたいというコンセプトみたいなものをまず知りたい。多分、私が考えていることとかなり違うと思うんですけど、それについて。

堀内観光振興課長　　ことし信玄公祭り38回を行ったということでございまして、8万人を超える観光客の皆様においでいただいているという状況でございます。ただ、38回重ねてきまして、参加する軍団、観光客、見ている方、双方にとって、だんだん魅力が薄れてきている、見直しをしなければいけないという声を聞いております。

そのために、見直しの基本的な考え方というものは、信玄公に対する県民の思いというものがまずはとても大事だろうというようなこと。それから、開催時期。今、12日の命日の前の土曜日に軍団出陣というようなルールで行っております。ただ、4月のこの時期というのは非常に人が動きにくい時期でもあるということ。それから、軍団出陣の演出ですとか、集客を図る取り組みの強化を図りまして、全国ブランド、信玄公祭りが全国に知れ渡るようなお祭りになりたいというようなことが基本的な考え方でございます。

内田委員

今、どうしてその質問をしたかということ、やはり私が考えていること、今、答弁の中に全く言葉が出てこなかったんだけど、時代考証みたいなものは全くないんだよね。要するに、信玄公祭りをやるということは、歴史があってやるわけであって。そうだよ。何を言いたいかということ、敵方のお城で出陣をするということ自体がもう異常だということと言いたいのだけれども、そういうものは全く考えていないということ？ その前に、四、五年前にやったときに、駐車場がないからしょうがないんだよとか、そういう、本論から外れた部分の理由でもう40年近くやってきているんですよ。

お祭りというと、例えば京都だと時代祭だとかいっぱいあるでしょう。ああいうものはすべて歴史なんだよね。歴史に基づいてやってきている。だから何百年と続いてきているんですよ。信玄公に対する思いなんかみんなありますよ。山梨県人はみんな持っていますよ。そうじゃなくて、歴史的な史実に基づいたことをやるかどうかということ、そこがコンセプトなんだよね。それがあかないかということを知りたいんです。

堀内観光振興課長

内田先生の御指摘のように、甲府城というのは豊臣秀吉の命を受けました浅野長政・幸長親子が築城したというようなことにつきましては十分認識をいたしておるところでございます。

これまで、御指摘のように、信玄公祭りは春の時期のとても大きいお祭りだと。この一帯を使いまして、軍団の集結ですとか出陣式典というような、とても大きいイベントを繰り広げなければならないということでございましたので、スペース的な問題もありますし、甲府城というのは桜の花ですとか石積み非常に美しいというようなことがありまして、これまで38回。一時、甲府城を改修していたときには駅前で開催したということもございましたけれども、38回おおむね甲府城の中で軍団の集結ですとか出陣式典というものは行ってきたということでございます。

先ほど申し上げたように、現在、見直しを行っております。見直しの中では、1,500人の武者の圧倒的な迫力というものを今、見せていないというふうなこと。それから、先生が御指摘になるような、歴史的なことも踏まえまして、現在議論を重ねておりますのは、甲府駅前、平和通りを使って軍団の出陣式典とか軍団出陣というようなものを見せるというふうなことで、39回で見直しを進めておるところでございます。

内田委員

再来年が40周年だということだから、今から検討していくということだと思ってくれる、敵方のお城だよ、まさに。それともう一つは、我々の認識だ

と、武田信玄はお城を持たなかったんだよね。歌の中にもあるでしょう。「人は石垣、人は城」というんだけど、お城を持たなかったのか、持てなかったのかはわからないけれども、とにかくお城はなかった。館はあったけれどもお城はなかったわけ。これはかなり言われていることなんだけれども、一般の観光客は、甲府城は信玄さんのお城だと思っているのが一般的ですよ。それは、県の責任なんだよ。こういうお祭りを40年も続けてやってきちゃったということにあるんだよね。だから、この際、きちんとした時代考証のもとに、どこでやるのか、何で北の方へ行かないのかと。私は、非常に不思議なんだけど、あそこに、武田神社という、由緒ある、武田信玄、まさにそのものだというものがあるのに、何でそっちに行かないのかと、非常に不思議なんだよね。私の中では、信玄公祭りというのは北口だと思う。私は、そういう部分も含めて考えていくということが必要だと思う。それをやらないということは、やはり、お祭りの、信玄公そのものに対する冒瀆だと、私は思うんだけどね。

そういうことも含めて、ぜひ、この際、北の方へ向かっていくということも含めて考えてもらいたい。もしお祭りを続けていくのであれば、それが百年の大計ですよ。ただ観光客を呼びたいだけだったら構わないですよ。でも、お祭りというのはそうじゃない。8万人来たからそれでいいというものじゃないんですよ。ぜひ、その辺を根底に置いて考えていってもらいたいと思います。

堀内観光振興課長 一点、補足といいますか、現在、甲府城につきましては、100名を超える甲府城御案内仕隊という皆様方が、ボランティアガイドを行っております。立ち上げたのは平成16年7月でございますけれども、それ以降、5万8,000人の方のガイドをしております。ガイドに当たっては、こういうガイドの皆さんが勉強する資料がございまして、観光客の皆様方には、甲府城は武田信玄のお城ではないというような御案内をしっかりとさせていただいております。ただ、甲府城自体は非常に魅力的な場所であることには違いないということですので、甲府城のいろいろないわれですとか歴史、懇切丁寧に説明をいたしまして、非常にありがたいという感謝の言葉もいただいております。これを御報告させていただきます。

内田委員 皆川議員はこの間も、テレビで、歩く天守閣とか、甲府城と言われていて、それはそれでいいと思うんですよ。だけど、信玄公と甲府城というものは別にしてもいいわけで、それが本当でしょう。本来の姿なんだよね。そこを、お祭りだからっていつくつつけちゃうということがおかしい、ということを行っているんで、だから甲府城のお祭りは甲府城のお祭りでやったらいいじゃないですか、それはそれで。柳沢吉保さんを出してきたらいいじゃないですか、ということです。

渡辺委員 ちょっと数字がないからよくわからないんですけど、観光部ができて5年くらい経つのかな。山梨県の観光誘客数も今、5,000万人ぐらいっている。観光の消費額も4,000億円を超えているということで、県内のいろいろな企業が非常に停滞している中で、観光部門の景気振興は、非常に重いものがあるのかなという思いがするわけです。10月1日ですか、国で観光庁が設置された。それに伴って山梨県でも、最初の事業であると申しますか、観光圏の指定をいただいたと。全国16カ所。県は、ここへ一つのアドバルーンを上げて、山梨県の観光振興というところで頑張っていこうという思いの中での指定かと思うんですけども。今回、富士北麓がそのゾーンになりましたけれども、主な県のねらいとして、力を入れている事業が幾つかあると思うんですが、そ

の概要を教えてくださいというんです。

堀内観光振興課長 観光庁が10月に発足したというようなことでございまして、国も観光に非常に力を入れてきているというようなことがございまして、観光圏整備法という独自の法律をつくり、観光圏というものを整備していこうというようなことで進めております。

ねらいといたしましては、3つの連携ということ掲げております。地域と地域、これは、観光というのは広域でお客さんを迎えなければいけない。観光産業と他産業。観光というのは農林、商工、非常に幅が広いものであるというようなこと。あと、地域産業と行政、自治体との連携というようなものを掲げまして、目指しているのは、2泊3日、観光圏の圏域の中でお客様をもてなそうというようなことをねらいとして観光圏を整備していこうということでございます。

富士山・富士五湖観光圏が16のうちの1つに認められたわけですが、富士吉田市、富士河口湖町、山中、忍野、鳴沢、西桂というところが圏域となっております。さまざまな議論を重ねてきまして、複数年にわたって、例えば観光人材の育成ですとか、地元ならではのプログラムの開発、二次交通のアクセスの整備ですとか、共同の観光イベントを行うとか、観光情報の提供をもっとスムーズに行っていこうというようなことで議論を重ねておりまして、既に共同観光イベントの開発ということでは、従来、単独、地域地域で行っていたもみじのお祭りを、スタンプラリーというような形で回ってもらえるような独自のパンフレットをつくって、いろいろなところに、観光圏内を周遊してもらおうというようなことで取り組みを始めたところでございます。

以上です。

渡辺委員 非常にきめ細かい説明をいただきました。通告もしないで申しわけなかったのですけれども、この観光圏の指定の年数というのはあるんですか。何年間か、そういう期限というようなものは。

堀内観光振興課長 単年では整備がとてもできないということで、おおむね3年ぐらいをめぐりして計画を実現していくというような形でございます。

渡辺委員 国の政策ということですから、予算というか、何と言えいいのか、補助なのか、もし国からそういうものが来るのであれば、金額をちょっと教えてもらいたいんですが。

堀内観光振興課長 単年の事業費を2,500万円。事業費総額でございますけれども、そのうち1,000万円が国からいただけるというふうな仕組みになっております。

渡辺委員 単年度2,500万円。1,000万円が国の補助。そうすると、あとの1,500万円についてはどのように考えたらいいんですか。

堀内観光振興課長 観光圏を進めるために、地元の町村、地元の観光事業者が協議会をつくっております。協議会で分担、負担を分け合うという形になっております。

渡辺委員 当然、地元の協議会が出すわけだけど、県でも負担があるわけですよね。これはどうですか。

堀内観光振興課長 まず、国の認定を受けるに当たりまして、計画づくりが必要でございます。計画づくりに400万円ほどの金額がかかったわけでございますけれども、そのうち100万円を県としては支援するというような仕組みをつくっておるところでございます。事業費の1,500万円、2,500万円の分につきましては、個々の事業がつまっていります。今、議論をしております、例えば、イベント的なものを共同でやろうですか、着地型、地域ならではの観光メニュー、旅行メニューをつくらうというようなことも検討されておりますので、そういった個別の事業につきまして、県としては支援をしていくことができるのかなというようなことを考えております。

渡辺委員 富士北麓ということでございますから、ちょうど富士山世界文化遺産の推進ということから言えば、非常に連動しているのかなと思うところはあるんですけども。つい先ごろ、富士五湖全部が登録資産に決まったということで、大きく前進したのかなという思いがあるのですけれども、そうした連動というか、タイアップというか、県の目指す、観光圏の3年間だけじゃなくて、ロングスパンで考えていくと、これがずっと、非常に山梨県にとって、というよりも日本にとっても大事なところになるわけですが、ちょうど期間は文化遺産の登録にぴたりと符合しているわけですね。そうした意味では、本当に頑張っていたきたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。観光部としても視野に入れて頑張っているのかな。

堀内観光振興課長 先生もおっしゃるように、富士山の世界文化遺産の登録が大詰めに来ております。当然、富士北麓の富士山、富士五湖をエリアといたします観光圏の整備事業でございますので、非常に象徴的なのは、将来目標度というふうなものを観光圏の整備に当たって掲げておりまして、いわばキャッチフレーズでございますけれども「世界に誇る富士の自然と文化を生かして国内外のお客様が行き交う、集う観光・交流文化圏」というようなものが、この観光圏の整備将来像というようなことになっておりますので、そういった目標に向けて、今後複数年にわたって着実に整備をしますし、磨き上げもしていくと認識しております。

渡辺委員 今、さきの本会議でも1つ話題が出ました。それは、富士スバルラインを利用した軌道車といいますか、環境負荷の少ない交通機関の設定はいかがかという考え方が1つ浮上しました。

それともう一つ、地域振興ということでも富士吉田市等を中心に考えているのは、いわゆる滝沢林道を利用して歩いて登る、この方が昔にぎわった富士山を取り戻すためには一番いいじゃないかという考え方も相当根強く残っているんです。

そうしたことを踏まえて、どちらを取るかというのは非常に選択が難しいのでしょうかけれども、そのあたりを観光部としてはどちらを基本にして考えていくのか、それともまた両方していくのか、考え方があろうかと思っておりますけれども、最後に聞きたいと思えます。

堀内観光振興課長 非常に難しい問題でございますけれども、一つ、鉄道の問題は、今後さまざまな形で皆さんの議論を重ねないといけないのかなという認識をしておりますし、ただ、先生もおっしゃるように、旧富士吉田の登山道を登って富士登山をするというお客様は、ここ数年、非常に勢いでふえております。やっぱり、一つの富士山への登山の仕方として、歴史的な背景を踏まえて、富士山信仰もそうでしょうし、富士講の歴史ですとか、そういったものを踏まえて、しっか

り浅間神社から頂上を目指すというようなニーズも着実に高まっておりますので、そういったニーズにこたえる形で観光振興、情報発信等を進めてまいりたいと考えております。

渡辺委員

期待しております。よろしく申し上げます。以上です。

主な質疑等 農政部関係

※第112号 平成二十年山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

望月委員 今、執行部から原油高騰の状況をお伺いしたわけですが、実際、今、テレビ、新聞等によると、ガソリン等の値下げが大きくなっておりまして、100円前後、ひいては90円台となるのではないかと、ちょっと業者からお話を聞いたわけですが、今回、9月に1億円、この12月に1億円ということで、合計2億円ですが、今回の原油高騰という項目の中で支援をしたわけですが、これに対して今、どれぐらいの申し込みが出ているのかをお願いいたします。

齋藤果樹食品流通課長 9月の補正段階で予算をいただきましたもので、10月の後半に募集いたしましたところ、省エネルギー化を推進するための計画、要望が40集団、農家戸数にして279戸から計画の申請がございました。

望月委員 今、40団体からそういう申し込みがあったということでございますが、その内容、内訳として、果樹の関係、農産物の関係、それから花きですか、そうした、業種を分けた状況はわかりますか。その今、申し込んでいる状況。

齋藤果樹食品流通課長 種目別では、大ざっぱで申しわけないのですが、果樹が半分、野菜・花きが4分の1ずつというような申し込みになっております。地域的には、峡東地域で26集団、中北地域の中で11集団、富士東部で3集団というような形で40集団となっております。

農家戸数にいたしますと、果樹では173戸、野菜では58戸、花きでは45戸、畜産で3戸ということで、合計279戸というようなことになっております。

望月委員 今、そういう説明を受けたわけですが、これは省エネに対する補助制度ではないかと思うのですが、この9月、12月で2億円という補正をして支援した状況の中で、どの程度のコスト削減につながるのか、そのあたりの状況もお聞きしたいと思います。

齋藤果樹食品流通課長 現在、主力の燃料である重油の価格が夏場に120円と騰貴していた頃より、大分下落いたしまして、現在では67円程度で暖房用の重油の価格は前後しています。そういう面では、10キロ前後、年間使用するとして、省エネの効果が10%ということであれば、六、七万円ぐらいの燃油コストの低減になると理解しております。

また、使用量が多い花ですと、年間15から30キロリットルぐらい使うということで、10アール当たり10万円から二十数万円のコスト低減の効果が見込まれるということでございます。

竹越委員 畜産の飼料高騰について聞きたい。この事業そのものについては増えていきますと。私どもも、夏ごろだったかな、上九の有数の酪農家を訪問をしたときに、来年まで経営がもつかな、なんていう話を聞いていたところです。飼料価格の

高騰に対して、一つは販売価格、牛乳の販売価格が少しは上がればいいかなと、それに期待することと、もう一つは政府が行っている飼料の変動対策、この2つが頼りだと聞きましたが、それがあってもとても経営は厳しいという話は聞いておりました。そういう状況がありましたから、何か県でできることということで、これは大変いいことだと思う。

また、今、状況が、為替レートが円高傾向になっております。それが配合飼料の価格にどのように影響しているのか、それが現在、酪農家の経営についてどんな影響をもたらしているのかという点について、状況の説明をお願いしたいと思います。

渡辺畜産課長

配合飼料価格の値上げの状況ですけれども、第3四半期では約2万5,000円ほど値上がりし、4万2,600円ぐらいから6万7,600円ほどに上がっております。これを、価格補てん制度によって措置されておりますけれども、先生御承知のとおり、トウモロコシ価格はシカゴ相場と海上運賃と為替の関係で、今後、トータルしますと9,000円から1万3,000円ほど値下げる状況にあります。まだ発表になってございませんけれども。

それと、生産者の生乳販売代金がキロ当たり10円、3月から措置されることとなっております。今後ともこの要因を加味しますと、今まで大変だった酪農経営も息がつけて、それぞれ、以前の値上がり前の水準、あるいはそれ以下には経営的には見込める状況となっております。まだまだ、そこまで行くまでの間の予断は許さない状況でございますけれども、飼料価格については、そんな推移をしております。

竹越委員

政府の飼料価格への対策について言うと、上がった場合にそれなりの発動がされるということになると、それは仮にいつごろから為替レートの変動が飼料価格に影響したのかよくわかりませんが、そうしたところ、発動というのかな、変動対策の方については、酪農家にとって、あるいは畜産農家にとって、メリットというのは、効果は発揮されるのでしょうか。

渡辺畜産課長

配合飼料とか価格安定制度では、急激な上昇に対して、直近の3カ月分が、過去1年間の平均と比較して上がった分が措置されるのですから、今度、下がりに向かった場合には、下がる分が今までの上がった分を上回る下げでないと、農家にとっては下がらない状況となっております。下落する時点では、それに伴って、過去1年間の平均価格が下がってくる。さらにそれを上回る下げ率でないと、農家はその部分の恩恵を受けられないということになります。

したがって今回、1万円ないし1万3,000円ほど下がりますと、現在、補てん価格は7,600円ほど出ておりますので、農家にとってはその差が恩恵となっております。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第135号

指定管理者の指定の件

質疑

なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第136号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第137号 指定管理者の指定の件

質疑

小越委員 富士湧水の里は、直営から今度、指定管理者になるものです。それで、お聞きしたいのですが、今回3社が応募されたと思うのですが、候補者の桔梗屋の評定に対して、例えば事業計画の内容が水族館の効用を発揮できるものであるかというのは、候補者の桔梗屋は、3社の中で一番低い評価点数です。それから、事業計画の内容が水族館の適正かつ効率的な管理を図ることができるか。これも3社の中で一番低い点数になっております。そこで危惧するのですが、少しほかの会社よりも心配ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

赤池花き農水産課長 公表されております採点結果から見ると、先生がおっしゃいましたように、3社で、桔梗屋、ティ・エフ・シイ、山梨総合管財、それぞれ提案の内容が異なっております。基本方針の妥当性、あるいは計画の妥当性、あるいは事業計画の内容が水族館の効率的な管理を図ることができるかどうか、あるいは人的あるいは経営的基盤があるか。さらには経費の問題、こういった5項目の採点をしたところでございますけれども、最終的にトータル的に候補者の桔梗屋が一番。点を申し上げますと、公表されているものですから、桔梗屋ですと71.25と。トータルです。それからティ・エフ・シイが65.35、山梨総合管財の57.07点というように差が出ております。

先ほど、先生が御質問のように、この事業の内容等が低いのにというところでございますけれども、基本的には管理運営基準がございまして、最低限しなければならないというようなことが決められてございまして、それをクリアして応募しています。さらに、水族館で魚を飼育する、生き物を扱うということでございますので、何かの手違いで魚が死んでしまうというようなことのないように、基準の中に、知識、あるいは経験を持った方がいることを、募集要項としての条件として位置づけているところでございます。飼育の面は非常に重要なところでございますから、そういった面にも配慮した募集要項になっておりますし、それに応じて提案なされているということでございます。

小越委員 そうしますと、これ、インターネットで取っただけなので、例えば桔梗屋、

ティ・エフ・シー、山梨総合管財の方々、例えば、2番目の、水族館の効用をどのように発揮できるか、集客や広報宣伝業務、営業業務。それから2番目の適切な水族館維持管理。どのような提案があってこの点数がついたのか、点数だけで見ていくので、どのような提案があって、それに対して何点入ったかがわからないと、いいかどうかというのはわからないと思うんですけども、いかがでしょうか。

赤池花き農水産課長 公表している点につきましては、庁内で選定している他の施設の指定管理者と同内容を公表しているところをごさいます、さらにその内容の細かな、どの点を評価したということにつきましては、審査委員の方が5名おり、それぞれの有識者の方々が、その専門的な立場から項目ごとに点をつけていただきまして先ほどの点になるわけですが、その個々の細かな細目までの点が幾らだということは、今のところ公表にはなっておりません。トータルの公表しかしていないということです。

小越委員 私たちは、この評価選定委員会の先生方の点数を信じて、この点数でしか見ることができないのですけれども、例えば先ほど、水族館ですから生き物を扱うと。であれば、このお金の金額のこともそうですけれども、どんな事業内容をして、管理がしっかりできるのか、そこの評価の点数では、この桔梗屋が一番低いんですよ。ここのところをしっかりとやらねばと、私は思うのですけれども、その中身がわからないとこの点数が妥当かどうか。その先生方を信じるしかないのですけれども。

というのが1点と、この配点そのものが、経営費にかかるのが一番高い30点です。この30点という、お金のところは3社がそれぞれ入れますから、順番のつけようがないのですけれども、それ以外のところは、向こうが出されたプレゼンなり事業計画に基づいて点数をつけているわけですから、この30点が、一番評価が高いわけです。桔梗屋の点数が一番高いのはここだけなんですよね。あとは、ほかの業者の方が1番とか2番とかという点数を取っているんです。そうすると、なぜ配点をこういうようにしたのか、それがわからないと。事業内容のところの評価が低いのに、お金のところだけ安かったからここにしたらというのは、ちょっと説明がわからないのですけれども。

赤池花き農水産課長 この点数の配点でございますけれども、この指定管理者の制度そのものが、民間活力の能力を生かして、そしてさらに行政の経費も安くしていこうと、減らしていこうという趣旨でございます、この配点がそれぞれ違うわけでございますけれども、今申し上げました趣旨から申し上げまして、この経費のところは点が一番高くなっているというのがその原因でございます。この配点につきましても、委員の先生方の配点によって決められているということです。

笹本農政部次長 基本的に、指定管理者を決めるに当たってどういうふうにするかということで、関係の有識者の方々、それから行政もありますので私も入っておりますけれども、選定委員会を定めて、その中で決めるというルールでしておりますので、ただ、先生がおっしゃるように、先ほど話がございましたように、指定管理者の話ですので、まずきちっと仕事をしていただくということ。それから、コスト面でも十分県でも対応できるというようなことで、今回の募集に当たりまして、県施設全般的に30%ということで経費を見ております。

その総合評価で決まったということでありまして、個別にそれぞれ、いろ

いろいろお考えがあつて、コストが安い方がいいだろうとか、営業がよければ高くてもいいだろうとか、いろいろな議論があるわけですがけれども、その辺を含めて総合評価で点数を決めたということでございます。

小越委員

先ほどの観光部のところでは、このお金のところの配点が20点なんですよ。先ほどの国際交流センターは、キリスト教青年会も高いけど、まあ、総合評価でこちらが取ったということなんです。で、今の説明でいくと、ここは経営のことが大事だと。だから30点にしたというんですけれどもそうすると、いろいろな指定管理者で考え方が違うんでしょうか。

笹本農政部次長

コストの割合については、基本的には30%ということで、多分、県庁全体では設定していると思います。ただ、それぞれ、若干個性もございますので、施設によっては、少しコストのウェートを高めたり、低くしているというのがございます。

以上です。

小越委員

この点数を信じてやるしかないのですけれども、できましたら、今回、この場合は、本当に事業内容のところ、この桔梗屋が、一番点数が低いんです。ですので、このほかの方々、どんな事業提案をされたのか、やっぱり知りたくなるんですよ。それはお示しできないんでしょうか。

赤池花き農水産課長

各応募者の提案の内容をということでございますけれども、これは、各企業が持っている内容、それは企業情報といいますか、企業の著作物という形でありますので、これは企業さんの承諾がないと公表ができないというところでございます。

小越委員

出せないということは、個人情報から著作権の何とかがあってあるかもしれないけれども、できれば、これを審議するには、どんな事業内容でプレゼンがあったかとかがないと、この会社がいいかどうかを判断できないと思っています。5人の先生方の点数を信じるしかないんですけれども、なぜこの配点になったのか、そしてこの点数が、どういうプレゼンでなったからこの点数が入ったのかと思うんです。そこをぜひ考えてもらいたいと思います。

で、もう1点、違う話ですけれども、今度、県直営から指定管理者になるので、ここに働いている皆さん、今も働いているんですけれども、県直営ですから県の職員の方が何人いらっしゃるって、それから今後どうなるのか、それから非常勤とか嘱託とかという形で勤めていただいた方々が何人いて、その方々はどうなるんでしょうか。

赤池花き農水産課長

結論から申し上げますと、県職員につきましては、人がいなくなるということですので、配置がえになります。それから、嘱託の方は、現状は嘱託でございますけれども、今、桔梗屋等と検討を重ねておまして、引き続いて採用していただきたいという話を進めております。ただ今度は桔梗屋の給料体系になります関係上、お互いの希望が合致すれば、それは順番に移行できるというようになると考えます。

小越委員

今まで非常勤、嘱託だった方は何人いらっしゃるんでしょうか。そして、その方々は幾らだったのか。

赤池花き農水産課長 具体的な数字でございますけれども、非常勤が4人、研究職と技能職、これが県の職員でございます、これが3人、それから事務が1人ということで8人です。

小越委員 直営だったんですから、正規職員の方は配置転換で違うところに行くんですけど、嘱託の方は、県直営から、今度、桔梗屋になるかもしれませんけれども、一たん解雇、契約解除になりますよね。そうしたら、その後は桔梗屋にお任せだ。その採ったところが、その方を採用するのか、それから賃金をどうするのか。そうしますと、今まで働いていた方々の労働条件や労働の内容が悪くなるんじゃないでしょうか。そういうところは県として、この候補者、指定された業者に対して、引き続き雇用を継続するよという申し出はしないんでしょうか。できないんでしょうか。

赤池花き農水産課長 安くなるんじゃないかと先生はおっしゃいましたけれども、非常勤の給与も、今、民間と比べますと、例えば桔梗屋の給与体系でございますと、そんなに遜色ないという話を聞いております。それで、先ほど申し上げましたように、非常勤の方々につきましても、桔梗屋の方とすれば、もう経験があるというような方が非常に欲しいわけでございますので、桔梗屋の方とすれば、給料面で折り合えば採用していきたいという意向だけは聞いております。先ほど申し上げましたように、給料面になりますと、遜色はないはずですが、そんな形で個人の希望を尊重するようになると思います。

小越委員 私、このところ、点数がちょっとあれですけども、指定管理者にするということは、やっぱり非常勤の嘱託職員の方を、今まで県直営だった方が一たん解雇されると。そして、その後、不安定雇用になるということですよ。桔梗屋に対して県は要望を出しているかもしれませんけれども、今の御答弁でいくと、賃金のことも含めて、その人を雇うかどうかというのは桔梗屋任せということだと思っんです。やはりそれは、県のこれからの雇用問題も含めまして、ぜひとも県がしっかり、この業者に対して、これまで同様に雇用が継続されるように要請してもらいたいと思っんですけど。そこだけ、最後、いかがでしょうか。

赤池花き農水産課長 非常勤の方々も、これまで県の仕事をさせていただきました感謝しているところでございます。そこで、我々としても、これから協定の締結に入っていくわけですが、雇用について継続雇用をお願いするというような形で、お願いする立場でございますけれども、しているところでございます。先ほど申し上げましたように、桔梗屋の考えとすれば引き継いでいきたいというのが現状でございます。

以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(食料自給率について)

内田委員

9月議会の委員会のときに少し自給率の問題の質問をしたんだけど、たまたま今回の本会議で、これも皆川議員だったかな、山梨県の、多分、カロリーベースだと思うんだけど、食料自給率が20%ぐらいだという話があって、私もその後いろいろな資料なんかでも調べてみたんだけど。我々が何となくカロリーベースで39%と40%ぐらいと、よく言われていて、その実態、一体どういう計算しているのかということで、私も資料を取り寄せてやってみたんだけど、カロリーベースというのはまさに熱量計算ということだから、例えば、私は今ちょっとメタボ気味で、1日に取るカロリーは1,800以内にしないとかと言われていたんだけど、1,800キロカロリーというのをもし基準にすると、数値は全然違ってしまっている。要するに、今、カロリーベースの基準になっているのが、捨てる分まで多分入っていると思うから、たしか2,500ちょっとぐらいですね。その分母になっているのが。要するに、日本全体で1年間に消費する食料、それ分の国内生産量で出てくるわけですよ。

ところが、日本では、これ、今までもかなり言われてきたんだけど、例えばファミレスやコンビニみたいなところで処分するものもすべて入っている。すべて入った状態だから、多分、カロリー計算をすると700キロカロリーぐらいは捨てている分も入っている。だから、当然、分母が大きいんだから、出てくる数値は小さくなる。だから40%とか39%になるんだということを初めて私も知ったんだけど、もっと驚いたのは、世界で、カロリーベースでやっているところはどこもない。日本だけ。

それで、調べてみると、1960年代に、自給率七十何%というときがあったんだよね。そのときの農産物の生産販売額と、今の販売額で比べたら、もう段違いの差があるんだよね。今の方が全然大きいわけ。要するに、自給率を出すのに生産額ベースだとか、あるいは飼料ベースだとかいろいろありますよね。今まで何の気なしにカロリーベースということで聞いてきたんだけど、その辺は、県としては、国が、要するに農水省が出しているそういうものに疑問を呈したことは今までありますか。

山本農政総務課長

今、先生の御指摘のように、カロリーベースの日本の数字は40%。生産額ベースですと、国の平均66%という、17年度ですけれども。これに比較しました本県の数字はカロリーベースでは20%。しかし、生産額ベースでは92%。これは本会議でも部長の方からお答えした数字ですけれども、一般的に世界水準といいますか、統計上出てきていますのがカロリーベースという、世界の各国の比較ということで、いわゆる先進国ベースでの国別の順位といいますか、数字というのは公表されています。

先ほども生産額ベースとか、いろいろおっしゃいましたけれども、いわゆる生産額なんかだと、為替相場だとか通貨の関係がかなり影響するからだと思いますけれども、特に世界基準みたいなものは示されておりません。農水省の方ではカロリーベースと生産額ベースで、それを県別に割り振ったというか、同じ計算式で当てはめた数字も公表しております。

以上です。

内田委員

多分、今の答えは、私が言ったことに答えていないんだよね。カロリーベー

スだと20%で、生産額ベースだと92%ということでしょう。今まで農水省のやってきたことに、そういうやり方に、山梨県として疑問を呈したことがないですかと聞いたのに、それについては何も答えが返ってきていない。説明はいいから。

山本農政総務課長 県としてどう考えているか、カロリーベースの数字、20%という国の平均より低い数字について県としてはどう考えているかということでしたら、御存じのように、本県は、果樹や野菜の、いわゆる生産額ベースの7割ぐらいが、そういう園芸作物ということで、カロリーで計算しますと、例えば果樹は約60キロカロリー、野菜は29というような、100グラム当たりのカロリーで、米を含む穀類は360ぐらいなんです。単純に割り算すれば、果物の場合は6分の1、野菜だと12分の1になってしまうということで、同じグラム当たりのカロリーは極めて果樹・野菜は低いと。

今、マスコミ等でも食料自給率というのは非常に話題になって、問題になっていますけれども、国ベースでは安全保障やいろいろな観点から食料自給率を高めるといふことが必要で、政府も現在の計画では45%を目指して、27年までにという計画でやっておりますけれども、ただ、県ベースで言いますと、各県の風土とか、あるいは地形、いろいろ適した耕作作物の状況等もありますから、先ほど申しましたように、100グラム当たりのカロリーの消費も全然違うということで、それを県レベルで比較して競争するというのは余り意味のないことだと考えております。

そういう意味で、本県に合った農業の推進をすることで、それが国の食料自給率に結びついていけば、それが国の施策と合致するというように考えています。

内田委員

ちょっと問題を整理しないと。かみ合わないまま進んでいるから。私が言っているのはそうじゃないんだよね。県として、農水省のこういうやり方を疑問に思ったことはありませんかということを知っている。

ということは、さっき私が最初に言った、今の日本人の食生活で言うと、1日あたりの摂取カロリーは1,800ぐらいあれば十分なんです。だけど、今、計算のもとになっている分母は二千五百何十ぐらいになっているから、出てくる数字が小さくなって当たり前だということを言っているんです。言っている意味はわかりますよね。

国内で生産する量はわかりますよ。それを人口で割ると1日当たり1人どのぐらいとれるかというのが出てきて、それが分子になる。これはいいわけ。分母の部分が大き過ぎるから数値が小さくなるのは当たり前のことなんです。例えば今の日本の生産量という、確か千十幾つぐらいだと思うんだよね。そうすると、カロリーベースでやっても60%弱ぐらいになるんですよ。40じゃないんだよね。それを聞いているんだけど。

実質的なカロリーベースで計算をした方がいいんじゃないかということを知っているんです。そういうことに、今までおかしいと思ったことがあるかないかと言っているんで、そこだけ答えてくれればいいんですよ。一度もありませんよというように答えてくれれば。そうしないと、議論が前へ行かないんだ。

山本農政総務課長

国の施策は、先ほど申しましたように、平成17年に食料・農業・農村基本計画という中で、27年には45%という数値目標を示して、中身は幾つかの柱なんですけれども、生産面と消費面の両面から、まあ、先生がおっしゃるのは多分、いわゆる、今、実際、米の消費をふやしたり、畜産や脂肪みたいな、

そういうようなものを減らすとかという食生活の改善も含めてということですが、すけれども、6つの大きな柱を立てて、国は推進しているわけです。先ほどおっしゃったように、例えば食料残渣みたいなものも、エコフィードといって再利用するのも一つの事業として推進はしております。

ですから、そういう全体の流れについては、県も一国民としてというか、国の施策について県も可能な限り、沿った形で事業を進めているわけでございます。

内田委員

今、あれはたしか農水省がやっているテレビコマーシャルなのかな、日本の食料自給率は40%、6割は輸入に頼っているというコマーシャルを盛んに流していますよね。あれは多分ことしの自給率予算の中でコマーシャルに17億円ぐらいお金を使っているという話なんです。で、あおっているわけですよ。やばいぞ、やばいぞと言ってあおっているんだけど、それが、来年度の概算要求でいくと、多分、自給率予算は3,000億円ぐらいになるんですよね。信じられないんだけど、予算が、ことしから比べると十何倍ぐらいになるんです。要するに、自給率を高めるということのために使うお金が3,000億円を超えるんですよ。それ、知っているよね。2009年度はたしかそうですね。

それで、今みたいなことをやって、あおる予算も継続しているんです。2009年度も、依然として17億円ぐらいを使ってテレビコマーシャルをやりますと。考えてみると、これ、農水省が今持っている予算を継続していくためにやっているとしたか思えない。だから、そこのところをさっきからずっと聞いているんだよね。山梨県は、そういうことに対して、農水省っておかしいことやっているな、おれたちに変なことを押しつけているなということ思ったことが、今まであるかないかと聞いているんですよ。ないならないと答えてもらえばいいんだけど、その答えが出てこないから。

遠藤農政部長

県別の食料自給率ですけれども、農水省自体といいますか、国全体といたしましては、やはり自給率というのは国全体で考えるべきものであると。カロリーベースにしても、それぞれ農産物は全国流通するものですから、基本的には国全体でどうするかということをもとに考えるのが筋だということです。

それで、実は、県別の自給率を言い始めたのは、新潟県とか、いわゆる米の主産県につきまして、それぞれの県が米をたくさんつくって、国の食料自給率の向上にこれだけ役に立っているんだということをPRしたいがために、主に東北とか北陸の米の主産県を中心にカロリーベースの目標を立てたいということをお願いしたというのがそもそもの経緯でございます。そういう中で見ますと、本県の場合は、主産が果物、カロリーからいうと米の10分の1ぐらいしかカロリーがないものですから、どうしてもカロリーは非常に低くなる場所があるのですけれども、それにつきましては、国といたしましても、特に山梨県はカロリーベースで目標、自給率を上げるための計画をつくれとか、そういうことをしろということは、そういうことは国としては言いません。あくまでも新潟なり東北の宮城とか福島あたりが、自分のカロリーベースの自給率ということで、これだけ国に貢献しているということを示したいがために、ある程度、県の主体性をもって、そういう自給率の目標を出したという経緯がございます。

そういう中で、本県の場合は、やはり果物、高く売れるものをつくっているわけですから、生産額の自給率で言いますと、92%ということで、そういう数字で考えた場合には、当県としてもやはり農業県だと考えられるというふう

に思っております。

内田委員

これ、数字で言うと、多分、食料・農業・農村基本計画というので、2010年に45%の自給率を出しましたよね。ことしが2008年、あと2年でこれは絶対に達成できないんだけど、どうして達成できないのかという簡単な理由があるんだけど、要するに、農水省が、私たちが毎日毎日食べる、食の好みみたいなものを適当に変えて、2010年になったらこうなって、こうなって、こうなるから自給率は45%になるという計算軸があるんですよ。それは、当然、部長は知っていると思うんだけど、絶対に達成できないということは、最初からわかっていたんですよ。だって、私たちの10年後の食の好みを、どうやって農水省が決められるんですか。そんなもの机上で考えただけのことであって、スタートしたときにもう、絶対に実現なんてできないんだけど、それをやったんです。それは、農水省だから当然知ってるよね。

遠藤農政部長

今の食料自給率でございますが、平成12年に食料・農業・農村基本法をつくりまして、食料・農業・農村基本計画をつくったときに、初めて食料自給率の目標をつくりました。それで、平成12年から17年の第1期の5カ年計画といいますが、第1期の基本計画では、小麦と大豆を増産いたしまして自給率を高めていこうと。といいますのは、やはり国内の自給率が下がっている最大の要因は、小麦を輸入で賄っている、それから大豆を輸入で賄っているということ。それを国産に置きかえれば自給率が上がるということで、12年からの第1期の農業基本計画では、小麦と大豆の増産ということで取り組みました。

ところが、実際どうなったかといいますと、国内の大豆なり小麦はどんどん生産されたんですけども、どうしてもやはり輸入する小麦の方が安くて品質がいい、輸入する大豆の方が安くて品質がいいということがかなり出てきたものですから、なかなか自給率が上がらないし、財政負担も多くなったということで、次の第2期計画、17年からの次の5カ年計画、今もその5カ年計画中ですけども、何をしたかといいますと、今度は飼料自給率を向上しようということでやっております。飼料自給率は今、25%でございますが、実は今、畜産の場合、輸入粗飼料というのを非常に使っております、輸入粗飼料というのは、常に草がキューブ（立方体）になって、全農に電話すればすぐ庭先まで来るということで、非常に使いやすい飼料なものですから、それに、以前は価格が安かったこともありまして、そういう粗飼料ですら輸入ものを使っていたという状況があります。そういう中で、新しい現在の第2期農業基本計画では、飼料自給率を向上して、粗飼料自給率100%を目指して45%を達成しようということで進んでおりました。

来年度、この第2期5カ年計画の最後の年になりますが、さらに改めて現状を見ますと、やはり飼料の自給率の向上というのも大事ですけども、輸入小麦、輸入大豆にかわるもの、今、米粉というものもありますけれども、それにかわる国内の穀物をつくっていこうということで、今、議論が進んでいるということで聞いております。

ということで、やはり自給率向上の、特に農水省の対策といたしましては、生産サイドからどうするかということを中心に考えまして、さらにそのほか、地産地消なり、それから国産のものを使っていこうという、そういう消費面からの運動も行いまして、生産・消費両面から自給率の向上を図っていこうというのが国の対策でございます。

内田委員

ちょっと長くなって申しわけない。今の説明は、多分、聞いていてもよくわ

からないと思うんですけれども、要するに、この45%という目標を出したときに、一つは、アメリカなんかから、輸入する小麦だとか、あるいは肉を減らす。もう一つは、さっき言ったように、国産の大豆だとか野菜だとか、あるいは乳製品を増やす。これはそうだと思います。もう一つあるんです。もう二つかな。ロスを1割削減。さっき私が言った、コンビニみたいなところで捨てるものがありますよね。捨てていたものを1割、10%削減する。そして、もっと大事なものは、これがすごいからくりだと思うんですけども、国産の、国内で取れた小麦だとかトウモロコシみたいなものを飼料にして、我々が食べる肉の量は変わらないんです。このときの目標は、絶対間違いないはずでしょう。食べている肉というのは、外国の飼料を使っているんだから。外国の飼料を使って、それは、出し方があって、たしか飼料の自給率を掛けるんです。飼料の自給率はゼロだから、ゼロを掛けたら、幾ら牛肉をたくさん使ってもゼロなんです。要するに国産というのはゼロになってしまう。だから、この数字は、合わないということはわかっていたんですよ。だけど、その数字を出したんです。

そして今に至っている。その中で、私は17億円も使う、今流しているコマーシャルみたいなのも出てきているんですけども。農水省は机上でいろいろな物事を考えているんですけども、一番の基本は、私は、この場でこういうことを言うのかどうか適当かどうかわからないけれども、天下り先を今のまま置いておくということと、農水省は予算をそのまま維持していくということが、もう頑としてあるわけ。これを絶対崩さない。それを、国民にああいうコマーシャルでば一んと流して、そうさそうさ、このままいくと日本は輸入がなくなってしまうとひっくり返ってしまうぞということをあおっているとしか思えないんです。来年度の自給率予算の概算要求は、たしか3,000億円超えているはずですよ。それ、間違いないですよ。十何倍。

遠藤農政部長

手元に農水省の予算の資料はないんですけれども、今回、概算要求の過程の中で、食料自給率の向上ということが非常に課題になっておりますので、既存の予算を組みかえて食料自給率の向上ということでやっているというように聞いております。そういう中で、やはり食料自給率の向上で一番効果がありますのは、一般の方が国産品を買う。たとえ2割か3割ぐらい高くても、国産品を買っていただければ、それで自給率が向上するということで、自給率は生産面と消費面の両面からやっていくということなものですから、そのような形で進めているというように聞いております。

内田委員

この議論をしても多分長くなるだけだから、1つだけお願いしたいんですけども、さっきカロリーベースで20%って出てきましたよね。山梨県の。そこで、さっき私が言ったように、当然、廃棄するものがあるわけじゃないですか。だから、それを除いて、要するに分母の部分を1,800とかという、実態に合ったようなカロリーを分母にして、山梨県のを。できますよね。ちょっと時間かければ多分できると思う。人口もわかって、年間の消費量もわかっているんだから、それを出してもらいたいんです。それで議論をした方が多分いいと思うんです。この20%とか、あるいは生産額ベースの92%というのを、この極端な数字で議論しても、こういう問題は、多分、空回りだけで終わってしまうと思う。

そこで、さっき、米粉の問題が出たから1つだけ。米粉を使うようになったときに、自給率にどのぐらい影響するかというと、たしか0.01%ぐらいです。それも部長は多分把握していると思うんですけども。米粉、米粉と言うけれども、実際に米粉を使ってパンをつくるようになったとして、自給率に影響

するのは、多分、0.01%ぐらいですよ。

そこで、この前の委員会のときの続きになるんだけど、私は、米が今、余っているという状況の中で、国の政策でほかの品目に変えた場合に、たしか最高で10アール当たり3万5,000円ぐらい出ているような気がしたんですけれども、そうですね。2万円から3万5,000円ぐらい、減反の奨励金みたいなものを出しますよね。それをやめてお米をつくるという話をこの前したんだけど、米粉ばかりじゃなくて、バイオエタノールみたいなものにシフトするのも一つの手だっていうことで、要するに今、我々がつついている、現状維持をしている田んぼを減らさない、田を減らさないということについてはどうですか。この前も部長に聞いたけれども、はっきりした答えが出ていない。山梨県は、お米の生産がそんなに多くないんだけど、中山間地で棚田を持っていたりするところはかなりあるんです。そういうところで今、田んぼをつぶしてしまう、ここでなくしてしまったら、30年後に多分後悔するときが来るでしょうという話をしましたよね。そのとおりだと思うんです。田んぼをつぶすということは、別に農業だけのことじゃなくて、ほかの産業にも響いてくる問題なんですよ。それについて部長の考えを。

遠藤農政部長

水田の活用につきましては、従来、生産調整と言っていたものを、最近、農水省でも水田フル活用というように言いかえております。といいますのは、やはり従来の生産調整ですと、例えば、米をつくらなくて水を張っておくとか、そういうものもある程度生産調整として認めていたのですけれども、やはり水田の場合は、一たん耕作放棄地になりますと、生産力を回復するのはかなり難しいといいますか、時間がかかるということで、水田は水田のままでなるべく活用していこうということで、先ほど言いましたように、米粉の場合ですと、反当たり800キロとかそれぐらい取れるような多収米を育てて、例えば米粉に利用したり、あと飼料米、えさに回したり、それからホールクロップサイレージということで、稲を植えて、それが実った後、全部、わら、茎も一緒に全部刈り取って、それをビニールで丸めて、乳酸菌発酵させて、そのままえさにするというような取り組みで、水田は水田のままで活用して、食料供給力ということを最近言っておりますが、食料供給力を強化していこうということを国として進めております。

当県といたしましても、生産調整を、転作を達成する中で、主に峡北、北杜を中心にしてそのような取り組みを今進めているところでございます。

内田委員

国の政策で、確かに、最近の新聞なんかを見ても、多収米ですよ。多収米をつくらせて、それを我々が食べるんじゃなくて、畜産の飼料にしたりとか、あるいはさっき言ったような、バイオエタノールというのが出てきているかどうか、私にはちょっとわからないんだけど、発酵させて、それをまた飼料にしていくとか、ということを進めようということですよ。だけど、それがなかなか、実際に国の政策というのは、我々みたいな農業をやっている人たちのところまで動き出すには、多分、すごい時間がかかるわけです。だから、それまでに田んぼがなくなってしまうと、私は言っているんだけど、それを、やはり山梨県の考えみたいなものも発信する必要があるんじゃないかと思うんだけど。これ、お百姓さんに話を聞いてみると、田んぼをつつつている面積というのは、多分、山梨県なんかは、1件当たりに、農業者当たりに換算すると、多分、すごく狭いと思うんですよ。例えば一反歩とか。一反五畝とかという面積だと思う。北海道だとか東北みたいな、10ヘクタールとかっていう面積は、多分ないと思うんですよ。

だけど、田んぼを今のまま維持していきたいと考えている農業者はいっぱいいるんです。いるんだけど、やはり一方には経済があるから、それがかみ合わない田んぼを維持していくということもできないんですね。だから、その辺を、山梨方式みたいなものも打ち出してもいいじゃないかと思うんだけど、それはどうですか。

遠藤農政部長

現在、水田の活用につきましては、生産調整を進める中で、県段階で農業団体、市町村と水田協議会というをつくっておりますし、それぞれまた市町村段階で地域水田協議会というをつくっております。そういう中で、水田を活用して、かつ生産調整も進めていこうという取り組みを今、進めておりますので、委員御指摘のような視点も、今後そういう会議の中で徹底して、末端の農家の方まで水田を守っていこうと。それがいわゆる食料供給力を確保して、今後、自給率の維持にも大事なんだということを、さらに県全体で、地域まで徹底していきたいと思っております。

内田委員

今の、すごくいいことだと思うんだけど、具体的に今、部長が言った考えというのは、どういうふうに具現化できるんですか。例えば、2年たったらそうだよとか、3年たったらそうだよというものがあるんですか。何とか協議会ってあるのでそういう話をするだけでは、前へなかなか進まないんだよね。何年計画とか。

遠藤農政部長

先ほど委員御指摘の農水省の新しい水田有効活用促進対策につきましても、例えば米粉作付けを拡大した場合には反当たり5万円出るというような新規予算を今、要求しております、これが認められるということを前提にいたしまして、来年度以降、やはり水田で米粉をつくっていこうと。生産調整、転作をするについても、水田のままでやっっていこうと。

内田委員

それは、来年度以降？

遠藤農政部長

ええ。今年度もやっておりますが、さらに来年度、反当たり5万円の助成が出ますので、そういうことを、さらに農家の方に言いやすくなるということがあります。やはりどうしても、生食用の米が一番、反収といいますか、収益がいいものですから、そういう中でこのような新しい国の助成金等を使って、とにかく水田は水田として維持していこうということを中心に、実際、農家の方も水田を水田じゃなくすることは非常に抵抗がありまして、機械も買いかえなければいけませんし、やはり一たん耕作放棄地になるとなかなか復活できないということもありますので、農家の方も水田は水田として使いたいという希望が一番多いものですから、そういう要望を踏まえながら対応していきたいと思っております。

小越委員

まず、ことしの果樹の状況です。9月議会でもお聞きしたのですが、今年度、果樹の出荷販売額の状況。後継者不足もありまして、つくること自体減ったりしていると思うのですが、全国的に果樹の金額は下がっているということも聞いております。その上、ことしは例えばブドウは病害が多かったと思いますので、販売金額は前年度より大きく下がっていると思うのですが、今年度の、果樹の生産の状況がもうまとまっていると思いますので、お示しいただきたいと思っております。生産と、その金額のことも。

齋藤果樹食品流通課長 今年度のすべての果樹については、まだリンゴですとか、キウイフルーツ、コログキ等もありますので、今現在、私どもの手元にあるのは10月末現在の数字でございますけれども、これは系統の販売分で、全農山梨県本部が取り扱った販売金額ということでございますが、果実全体で約282億というふうなことになっております。前年同期に対しまして91%、約1割が販売金額として落ちているというような状況になります。

小越委員 ブドウとか桃とか、種類ごとにわかりますか。種類というか、果樹のブドウ、桃、途中でわからないところもあれば、途中経過を。

齋藤果樹食品流通課長 今現在、桃の段階では販売金額として、10月末現在で、前年比93%というような状況。ブドウにつきましては、前年対比で87%というような状況になっております。スモモについては前年対比115%というような状況になっております。

小越委員 それで、ブドウがかなり落ちているかと思うんです。これは、農協というか全農を通じての出荷だと思っておりますけれども、今、どちらかという農協に出すよりも、個配、宅配、個別にやっているところが多いと思うんです。そちらの方がどちらかという値も高く、農家の方にとってみれば利益も大きいと思うんですけれども、そういうことは実際農家の方々にとってみると、金額的にはもっと減収しているというように認識していいんでしょうか。農協へ出すよりも個配に出した方が利益は高いと思っておりますけれども。そう思いますと、全農のこの統計よりも、金額的には、農家の方が受け取る金額は少ないと思っておりますか。わからない？

齋藤果樹食品流通課長 今現在、それぞれの農家が宅配をしている現状というのは、私どもの段階ではつかみきれないという部分がございます、その部分についてはちょっとここではお答えすることができないので、申しわけございません。

小越委員 多分、そちらの方が高いんだと思います。うちの近所にもブドウ農家の方がたくさんいらっしゃいますけれども、農協を通じてより、送りブドウとか個配でやる方が高くなると。

今回、病気が、ブドウなんか、すごく多かったです。私の近所にもブドウ農家がたくさんいるんですけれども、甲州市、山梨市も含めて、ブドウ農家の中には、この病気も含めてかなりの被害を受けた方もたくさんいらっしゃいます。今、農家の方々のこの減収を救えるのに共済制度、果樹共済があるんですけれども、加入率はどのような状況になっているんでしょうか。

望月農政総務課指導検査室長 我が県の果樹共済加入率は20%前後の数字で推移しております。

小越委員 20%というのは、国は大体50%ぐらいを目指していきたいと思っておりますので、かなり低いと思うんです。なぜこのように低いとお考えですか。

望月農政総務課指導検査室長 50%いっているのは、ミカンとかリンゴとか、大規模でやっているものがそういった数字にいたってまして、やはりブドウ、モモといったものは、全国的にも大体本県と同じような数字で推移しております。やはり、リンゴ、ミカンほど大規模にやっていないところが多い。そして、本県が低い

というのは、やはり災害を補償する制度ですので、大きな台風といったものが余り本県に来ていないといったような状況から、農家の方が、それほど災害を実際に受けていないといったようなこともありまして、なかなか加入率が伸びないといったような状況になっているようです。

小越委員

掛け金が高いことと、それから、被害に遭ったら全部来るというわけじゃないんですね、果樹共済というのは。今回の病気によるものでも、樹園地特定方式だとカバーできない。樹園地だと、雪とかひょうとかですけど、病害だと、この樹園地特定方式ではだめなんですよ。今度、減収総合方式でないと、病虫害は対象にならない。それで、両方カバーできる、災害収入共済方式というのができたんですけれども、加入率はどのぐらいですか。

望月農政総務課指導検査室長

加入率の実績はございません。ゼロ%です。

小越委員

災害収入共済方式は、農家の方にとってみると、生産金額に対する減収、果実の減収または品質の低下による収入減が、生産金額の2割と、お金に換算してくるといっているので、一番、農家の方にとってみると実態に合っているかと思うんですけれども、それがなぜこんなに少ないのか。農家の方にも聞いてみたんですけど、「初めて聞いた、そんな方式があるの。その減収方式と樹園地特定方式は聞くけど」。で、共済の役員をやっている方にも聞いたんですけど、そんなのは聞いたことないと。災害収入共済方式が、生産金額の減少がありますので、一番農家の方にとってみると近い、実感に即すると思うんですけれども、啓発活動とか、どうされているんでしょうか。

望月農政総務課指導検査室長

今まで災害減収共済方式につきましては、系統で出荷したものの5年間の実績がないとといったような条件がありました。それが19年度から、やはり今までの傾向で、系統出荷が少なくなって、それ以外のものが多くなったと。それで青色申告で5年間でつかめるものに対しては、今度は対象にしましょうといった形で昨年度から進んでいると。そういったことから、今年度あたりから、本当に申しわけないのですが、力を入れて啓発活動にも取り組んでいるところです。

小越委員

ぜひこれを進めていただきたいんです。20%、30%。それで入っているとしても、特定規定方式、樹園地単位の方が多と思うんです。掛け金の関係だと思っただけなんですけれども。でも、そうしますと、今度みたいに病虫害の場合は対象にならないんですよ。今回の場合に、掛けていなかったばかりに、収入が1円も、何もないと。という方も中にはいらっしゃる。この果樹共済で救えるというのがあれば、やはり掛け金を、県として、国が半分見ているんですけれども、南アルプス市とか甲府市とか。少し市として補てんしているところもありますけれども、幾らかでも、この果樹共済を増やすために、加入率を増やすために、県として、補助金を出すべきだと思うんですけど、いかがでしょう。

望月農政総務課指導検査室長

9月議会でもお答えしたところなんですけど、今まで全国的にも県で出しているところはございません。御指摘のとおり、果樹共済をやっている市町村につきましては、1口500円とか、その何割、3分の1を市町村で払うといったような形でやっております。

国でも、県単位でそういった形をするのは、やはり推薦していないといいま

すか、そういう制度としてなっているものですから、そこで県で出すのはどうかといったところで、どの県でも補助といった形はとっておりません。

小越委員

先ほど内田議員の質問の中で果樹王国だと。果樹が何%占めている。このブドウや桃は、確かに台風とは違うかもしれませんが、病害に遭った場合には、今回の場合も、空気伝染でわっと広がってしまう。そういう可能性がある。病虫害に遭ってしまうと大変なことになるんですよ。せっかく育ててきたのに、1円にもならない。そして、来年の成長にも出荷にも関係してくるという中では、やはり果樹共済を県が率先して進めるという姿勢があつていいと、私は思うんです。

それにはやはり啓発活動。さっき聞いた災害収入共済方式も進めると同時に、やはり掛け金が高いんですよ。で、幾ら返ってくるかわからない。30%だめだったとしても、30%分返ってくるわけじゃありませんから。掛け捨てみたいな形になっている。それではやはり、掛けてもしょうがないかなと、掛け金も高いし、となるんですよ。それにはやはり県として補助を、ぜひ考えてもらいたいと思います。

それで、もう一つお伺いするんですけれども、この農業予算、一方では、例えば公共事業、農道。農政部の管轄では、公共事業の割合が高いと思うんです。特に農道整備。農政部の予算のうち、いろいろなことを含めて公共事業は何%ぐらいを占めているんでしょうか。

加藤耕地課長

農政部関係の予算に占める割合ということでございますが、一応、耕地課関係で持っております公共関係が約6割ぐらいだと思います。ちょっとはつきりした数字は今持っておりませんが、6割ぐらいだと思います。

小越委員

農業予算の6割を公共事業で持っている。それでいいんですか。私も、必要な土地改良とか圃場整備はやらなければいけないと思うんです。そうしないと、生産額も上がってきませんし。それでも、農業振興といえるかどうか、疑えるものは幾つかあると思うんです。例えば広域農道なんですけれども、甲斐駒ヶ岳がありますよね。それから、3個、今、建設中だと思うんですけれども、韮崎と北杜市が、関係市町村になっています。平成7年からやっているんですけれども、そのときのパンフレットを私もいただきました。これですけれども、
(パンフレットを掲げる。)

このパンフレットによりますと、受益面積、現況——平成7年につくったものですからかなり前だと思うんですけれども、現況は、そのとき1,195、今、この計画でいくと1,180と若干減っているんです。で、田んぼが650ヘクタールから390。畑は197から457。田んぼが減って畑がふえているという計画だと思うんですけれども、今、ここの受益面積、1,182、この中で現在、耕作放棄地はどのぐらいあるんでしょうか。

加藤耕地課長

今現段階におきまして、うちの方で1,182の中の耕作面積はつかんでおりません。大変申しわけございません。

小越委員

広域農道を通すというのは、やはり農業を振興するためだと思うんです。で、これは、結構古い、もう平成7年のときに計画をつくっている。もっと前からつくっているの、現在の状況とかなり違ってくると思うんです。耕作放棄地だって調べているはずですよ。市町村ごとに、今、どのぐらいになっているか、つかんでいないと、では、この道をどういうようにこれから使うかという

のは出てこないと思うんですけど、わかりませんか、耕作放棄地がどのぐらいか。

横田農村振興課長 耕作放棄地につきましては、農林業センサスで5年ごとに調べております。それで、本年度から一筆調査をすることになっておりますので、市町村を通じまして、今現在、調べているところであります。

小越委員 何のために道路をつくるのか、若干これから見直しをしていかないと、だんだんつくった、計画したときと、今の実態がずれてきていると思うんです。それで、この地図を見せてもらいまして、甲斐駒はこういうふうな、営農計画があると出ていますけれども、今どうなっているのかということで、実は私も見にいって来たんです。そうしますと、ここですけど、畑、山の中に新設する道路です。既存の道路じゃなくて、新設する道路をつくったり、もうつくられているわけです。これがどのように農業に使われるかというのがあるんですけど。それで、もう一つ、今現在どうなっているか。これ、中北のもんですけども、甲斐駒ヶ岳地区広域農道、この写真ですね。車が両車線、2車線あって、そしてここに大きな歩道がついています。お話を聞きましたら、この写真の撮り方が悪い、こんなじゃないと言われましたので、もう一度、自分で見にいって来ました、そうしたら、この写真は上手に撮れていました。このとおり、私の運転技術でも通れるぐらい広い歩道でした。

この歩道をつけて、この広域農道をつくっていくわけですけども、行ってみましたら、歩道は楽々、広いところです。車はとおりますけど、だれも歩いていませんでした。ほんとうに。反対側には、鳥獣害を防ぐための電線がずっと張りめぐらされていました。この道路は建設途中なんですけれども、事業費予算で83億円かけるといっています。莫大なお金ですよ。この道は何台、車が通る予定になっているんでしょうか。

加藤耕地課長 計画ですと、2期になります、約1,500台弱という形でございます。

小越委員 1日1,500台でそれを割りますと、大体1時間62台、1分間に1台か2台ですよ。私が行ったときには、そんなに通っていなかったと思うんですけども、それでも83億円かけるこの道。途中までつくっていますけれども、途中からまだつくられていません。何のためにこの農道はつくっているのか、今の段階で——計画をつくったときとまた違いますから。もう10年もたっていますから。今ではどのような計画なんでしょうか。なぜこの道を今つくっているのか。

加藤耕地課長 甲斐駒ヶ岳地区は、市内の国道20号線の両側に受益面積を持っている道路でございます、この地域は山梨県全体が沢ごとに営農団地が形成されていると。そういう中におきまして、沢ごとの整備とあわせて、その沢ごとにあります営農団地を連結していくと。ネットワークしていくということで、この事業が始まっているわけでございます、当然、今、委員からも話がございましたように、道路だけでこの事業が完全に終わるわけではございません。道路はあくまでも、その中の幹線的な道路というだけでございまして、それ以外の基盤整備もございまして、また、集出荷施設の整備とか、そういったものもございまして、あわせて整備をして、効果を上げていくということでございます。

小越委員 で、もう一つ聞くんですけども、国の採択要件でいきますと、この広域農

道は、前は違うかもしれませんが、受益1,000ヘクタール以上、そして車道幅員5メートル以上。で300ヘクタール以上、少ない場合は、車道幅員4メートル以上となっています。たしかあそこは7メートルあると思うんです。どうしてこんなに広い道なんでしょう。

加藤耕地課長

営農団地計画の中におきまして、今回、今、先生から御質問をいただいたところは、甲斐駒ヶ岳地区だと思いますが、基本的に、振興山村、過疎だけの中でいきますと、今、先生が言われたような形がとられるわけですが、一般の地域は振興山村、過疎以外のところもございまして、そこについては受益面積が1,000ヘクタール、そして幅員につきましては、有効幅員、要するに車が通れる場所、外側に引いてある白い線の間が5メートル50以上ということで、先ほど先生から言われました7メートルというのは、その外についている路肩の部分を含めて7メートルということでございます。

小越委員

甲斐駒のところを見ますと、既存の道路で通ったりとか、それから、違うところの道を通ることも可能ですよね。どことどの農業のために振興するのか。ただ道を通すんじゃなくて、農業振興、どこのところでどのぐらい生産額を上げて、どのぐらい販売額を上げるのか。耕作放棄地はふえていると思うんですよ。私が見にいったときには、道の両側は、ほとんど耕作放棄地でした。何のために今これをつくっているのか、もう1回お話ししたいんですよ。

加藤耕地課長

先ほどもお話をいたしましたように、北杜市と韮崎市の20号線の両サイドに農地を抱えているわけですが、そこの地域の農業振興、農村の活性化もございまして、そういう中において基幹的な道路という位置づけで整備をさせていただいております。

小越委員

どうも、農業振興でどのぐらい、どんなことが役立つのかよくわからないんです。

もう一つ。茅ヶ岳東部というのを平成14年から81億円かけてやっていますよね。車道も甲斐駒と同じ7メートルです。で、受益面積は、どういうわけか知りませんが、計画と現況が同じですよ。1日2,031台予定していると。で、この茅ヶ岳のことについては、平成19年の公共事業評価委員会でいろいろ意見が出されています。私も見ましたけれども、中には肯定的な意見よりも疑問符というのがかなりありました。立派な道ができていけど、利用頻度、農道として使うにはもったいないと。7メートルの道をつくってもそれほど使わないなら、下の道を広げてほしい。その後、先生方は現場を見にいらっしゃるんです。で、見にいった後でも、本当に必要なんだろうかと。1キロ11億円かかる。まずは広域農道をつくる、道ありきだと指摘されている方もいますが、これについて農政部の方はどのようにお受けとめになりますか。

加藤耕地課長

この道路につきましては、先ほどのものと同じでございまして、営農団地整備計画という、要するに道路だけじゃなくて、農業全体、山梨県の農業振興という中においての位置づけの中で道路を整備しているわけですが、

小越委員

評価委員の方々がいろいろお話をされているんですけども、その中に、これは結ぶだけの道ではないかと。新たに受益面積を拡大されるわけでもない。何のために道をつくっているのかわからないと。そして、いつのまにか出てき

たのは、観光のために使ったらどうかとか、この道が開ければ住宅地ができるんじゃないかとか、そういうことも評価委員会に出てくるんです。だったら、何のための農業予算なんですか。

加藤耕地課長

広域農道は、先ほどもお話ししたように、要するに、今、茅ヶ岳東部の話でございまして、葦崎、旧双葉町、旧敷島町と、沢ごとに幾つかの大きな営農団地がございまして、その営農団地の中の整備とあわせて基幹的な道路という形で整備をしてございまして、道路だけ整備してあとは何もしないと、また農業振興しないというわけではございません。

小越委員

それで、ここでは橋がたくさん予定されていますね。これから20年度以降、橋を6脚ですか、つくらなければならないので、20年度以降は単価というか、工事費も上がると。で、22年度までに開通をと、評価委員会の中では言われているんですけど、22年までにあと残り6つの橋つくって開通させるんでしょうか。

加藤耕地課長

橋梁は全体でたしか、今、数字を持っておりませんが、6橋だと思います。そのうち2橋は今、仕上がっていると思います。あと4橋だと思います。今の段階におきましては、一応、22年には何とか仕上げたいと、供用開始をしたいと思っております。

小越委員

やはり、この道が何のためにあるのか。だんだん最後には、観光目的、観光地とか新興住宅地とかということが、ここに確かにあるんですよ。評価委員会の中で、で、農業予算は、まずは農業振興のために使ってもらいたい。普通の農道整備も必要なんですけれども、予算の6割を使っていますよね。この広域農道だけでも83億円とか80億円。このうち国が半分使いますけれども、県が40%出すわけですよ。甲斐駒、八ヶ岳、茅ヶ岳だけで221億円。40%にすると80億円を超えるんですよ。それで、農業の振興がどの程度あって、幾らぐらい出荷がふえて、耕作放棄地がどれぐらい減るのか、やはりそこは、今、この段階でも見せてもらわないと。

22年度までに橋4つつくって、かなり道を広くつくるんですけど、途中で供用開始するとか、途中つなげるとか、一たん、ここはちょっと待てよとか、そういうことも含めて、大事なお金を農業振興のために使ってもらいたいんですけど、今、お話を聞くと、道をつなげれば農業がよくなるみたいな、それはちょっと違うと思うんですけど。いかがでしょうか。

加藤耕地課長

私は、決して道路をつくれれば農業がよくなるなどということを言ったつもりはないんですが、あくまでも農業の中において、いろいろ、集出荷施設、また担い手対策、さまざまな対策の中の一つとして、道路整備があると、私は理解をしております。

小越委員

最後ですけれども、私は、道をつくるなどとは言いません。道をつくって農業振興に役立つ、販売金額もふえる、営農もふえる、それであればつくってもらいたいんですけど、7メートルの道路で、歩道が、車が通るぐらいの道をどんどんつくっていく。それが今、本当に必要なのかということをぜひ考えてもらいたいんです。

先ほど、農業共済の話をしたんですけども、農家の皆さん、ことしのこのブドウの被害の中で、来年どうしようかと思っているんですよ。ブドウなん

かやめてしまった方がいいんじゃないかと、思っている人もいます。やはり、農家の方を直接応援することにも農業予算を使ってもらいたいと思うんです。

それと同時に、今の道路建設の、経費を少しでも節減するとか、部分的にするとか、そういうことも考えてやってもらいたいと思います。

以上です。

加藤耕地課長

今、先生からいろいろと御指摘をいただきましたが、うちの方の広域農道を含めて、農用地の整備全体におきまして、当然、コスト縮減、県民の尊い税金でやっているものでございますので、そういうことに日々努めてございまして、行革のプログラムの中においても、コスト縮減、22年度目標としておりますが、たしか18%というようなことで考えてございますので、今後とも一生懸命頑張って、コスト縮減に努めていきたいと思っております。

主な質疑等 商工労働部・労働委員会関係

※第112号 平成二十年山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

保延委員

ただいま説明があったわけでありますが、本当に今、本県も大変厳しい状況におかれております。全国でも緊急保証の利用状況が大変伸びているということを知っておりますけど、この件に関しまして、本県の状況はどういう状況なのか説明を求めたいと思います。

岩波商業振興金融課長

国が10月31日から始めました緊急保証制度で設定された保証枠は6兆円という枠でございます。これに対する全国の累計保証額が今月3日現在で1兆円を超えているということが伝えられております。これに対しまして、同時期の本県の緊急保証にかかる累計保証額は約42億円でございます。その対比をいたしますと、1兆円に対する42億円でございますので、0.42%を占めております。これは、近年、本県の保証承諾額が全国に占める割合で、平年ベースで0.5%前後でございますので、それとおおむね対比をしているということで、全国、今月3日で1兆円を超えたというのは、非常に激しいペースで進んでいると言われておりますので、本県でも同じペースで利用が増加してきていると考えております。

保延委員

業種数が10月の以前は185業種ということで、10月31日以降は545業種に拡大をしたわけですが、なぜもっと前から融資枠を相当の額に拡大しなかったのか。185種から545業種に拡大したわけですから、そういったことは当初からわかっていたわけですので、もう少し拡大をすべきではなかったかと思っておりますけど、その辺のご説明をお願いいたします。

岩波商業振興金融課長

本県では、不況業種対策融資に該当するのが185業種、10月31日より前はそういう数だったわけですが、該当しない業種の中小企業者に対しても、厳しい経済環境にある中で、金融の円滑化が図られますように、本年1月から、原油・原材料価格高騰対策融資を創設して対応してきました。この融資は、不況業種対策融資が、その当時の条件で言いますと、5%以上の売上高の減少率を条件としているのに対しまして、売上高に占める売上原価、あるいは販管費の割合が前年に比べて少しでも減少していれば、融資対象にするなどの条件を緩和して適用させていただいてきました。

したがって、こうした条件を満たす中小企業者は、積極的にこの原油・原材料価格高騰対策融資を活用していただきまして、その結果が10月末現在で、原油・原材料価格高騰対策融資が434件で、70億1,000万円余という結果を出し、一方、不況業種対策融資は同時期で184件、32億6,000万円余、合計で618件で102億7,000万円余という数字でございますけれども、原油・原材料の方が圧倒的に高い数字であられてきている。

こうしたことから、こぼれている業種については原油・原材料で相当救われているものだととらえております。

しかし、この不況業種対策融資が始まった後の県内金融機関のヒアリング等によりますと、100%保証の緊急保証制度は使い勝手がよくて、特に金融機関に固有の商品がない10年という長期、かつ1.7%という低利の運転資金

であります県の不況業種対策融資を積極的に推進しているということであり、こうしたことが我々の想像を超えたというか、業種拡大に関する所期の想定を超えた金融機関と中小企業者の資金需給がマッチした結果、それから時期的にもこの時期から始めておりますので、年末の資金需要の時期にちょうど合致をしたというふうなことが拡大した要因であると思っております。

保延委員

いずれにしても、今回の不況は日本でも本当に今までになかったような大変な状況下にあると思います。そういったことで、県も、今回補正をし直して、思い切った対策を考えていただかないと、大変な事態になってくると思います。特に、この暮れ、また年度末にかけまして、今、私も事業もしておるわけですが、仲間からもいろいろな声を聞いております。そういったことから、県にできるだけの対策を講じていただいて、この苦境を何とか乗り越えていかなければ大変な事態になると思いますので、その辺のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

岩波商業振興金融課長

先ほどもお答えをさせていただきましたが、中小企業者、融資を受ける側、それから融資する側も、やはり委員と同じ考え方の中で貸し借りのやり取りをしているというようなことは、十分承知をしておりますので、その辺のところをしっかりと受けとめて、資金繰り対策に努めてまいりたいと考えております。

小越委員

1点お伺いします。山梨県で42億円ということなんですけれども、とりわけ不況業種対策関係、5%から3%の減少だと。そして、銀行の2割の負担がなくなったので、借りやすい、貸しやすいという状況かと思うんですけれども、どのような、例えば5人以下から100人、200人とか、そのような規模別でどのぐらい融資の決定がいくのか、資料はありませんか。

岩波商業振興金融課長

規模別資料は手元にありません。

小越委員

金融機関の2割の分がなくなった、信用保証協会が10割、100%保証するという中で、起きているのは銀行の方々が、今まで貸し出しにくかったのを、逆に今度は貸しますよと、銀行の方々が駆け回っていると私は聞いております。

木村委員長

それは、特別会計の方で。

小越委員

では、特別会計の方で聞きます。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第113号

平成二十年度山梨県商工業振興資金特別会計補正予算

質疑

小越委員

先ほどは失礼いたしました。今度の経済変動対策融資は、不況業種のところにかなり重点が置かれているわけなんですけれども、先ほど、業種と小さい規模別

にはわからないというふうにお話があったのですけれども、今度、銀行の2割部分が信用保証協会10割保証となつてまいりますと、銀行のリスクは、今度は少なくなるわけですね。ということで、銀行が今までなかなか貸していなかったのを含めて、かなりの経済変動対策、不況業種のところを借りてくださいと回っているというお話を聞いています。たしか、前のやつと一緒に借りかえすということもできるんですが、そうすると、今まで銀行さんが持っていた分を、これで借りかえて、銀行の分の負担を軽くするということはできるんですか。

岩波商業振興金融課長 県の商工業振興資金の制度要綱では、資金繰り支援借換融資以外については、借入金の返済に充てるために県の融資を利用することを禁止しておりますので、民間金融機関の融資を、県の不況業種対策融資につけかえるということではできません。

しかし、昨年19年の9月までは信用保証協会はすべて100%保証で行ってきてございますので、今のは県の制度融資につけかえるという形ですから、民間の金融機関で、プロパーでしていたものを借りかえすというようなことは、今回の制度ではできると。したがって、融資をまとめるとか、そのようなことをしているというように、そういう融資活動はあるというように聞いております。

小越委員

ちょっとよくわかりにくいんですけど、この200億円の融資の枠を拡大するのはいいんですけども、本当に必要な方のところに回るようにしてもらいたいと思うんです。今の説明はよくわからない。今までの分を差しかえてはいけないと言うんですけど、場合によってはできる。テクニックでやれるようなこともあって、実際のところ、真水の部分だけを入れると、そういうことも何かされているようなんです。そういう中で、本当に今、困っている方々のところは、逆に、担保をもう少し追加してくれと。それから、金利を上げてくれと。そういう貸しはがしとか貸し渋りとか、そういう状況を県ではどのぐらいつかんでいるんでしょうか。

岩波商業振興金融課長 本年9月以降、金融機関や商工団体が個別企業を訪問いたしまして、経営や融資に係る状況把握に努めています。この中で、金融機関においては、本年10月末の緊急保証制度の開始を受け、先ほど委員からお話がありましたように、従来にも増して中小企業向け融資に対して積極的に対応していることとあります。その中では、今申し上げましたように、積極的にしているということで、貸し渋り、貸しはがしというようなことは、金融機関が進んでするというようには思えないということはあるんですけれども、そういった声は聞こえてきませんでした。

それから、当課では、中小企業金融相談窓口を設置しておりますけれども、その中で貸借対照表とか財務諸表を見させていただく中で、借り入れ余力がある者に対して、そういった、いわゆる貸し渋りというような不当な行為が行われているというようなことは、相談の中で承ったことはありません。やはり借り入れができないというふうな御相談はありますけれども、やはり何らかの原因があって、そこに対して我々側で相談に乗っていくわけなんですけれども、何ら理由がなくて金融機関がはじいてしまうというようなことはないと考えています。

小越委員

それでは、その相談窓口でどのぐらいの件数の相談を受けられまして、貸し

渋りがないというんですけれども、全部がないということで、トラブルなく…
…まあ、金融機関に行けば、渋っていますなんて言うと思えませんが、
借りる方の相談窓口は何件あって、いつ開いていて、何人体制でやっている
のでしょうか。

岩波商業振興金融課長 当課の中小企業金融相談窓口は、月曜日から金曜日の9時から4時まで開いています。で、電話受付をいたしまして、電話相談でございますけれども、おいでいただいて、窓口の方で相談を受け付けると。人数の体制でございますけれども、水・木・金は専任の相談員が詰めております。これは1名でございます。そのほかの月・火は金融担当の職員を主体として相談に乗っておりますけれども、それは3名でございます。したがって、水・木・金については4人体制になるというふうな状況でございます。それから、件数ですが、件数は今年度延べで130件ということでございます。

小越委員 必要なところに行くようにしてもらいたいんです。130件というのは、1カ月にしますと、10で割ってもまだ13件ですか。1日にすると1件あるかないか。この10月以降すごくふえたのであれば、もっと件数行くと思うんですけど、聞いて回りますと、私のところにも相談に来ましたけれども、貸してくれないというのと、それから、金利引き上げさせてくれ、それから担保を追加してくれというのが結構あるんですよ。それは、どちらかという、大変な企業です。零細のところとか。そういうところにこそお金が回るようにしていかないと、もうかっているところに、今度、金融機関のリスクがないからどんどん貸していく、そこだけに6兆円、1兆円、200億円が行ってしまっただけはもったいないと思うんですよ。だから、県は実態をつかむ努力をしてもらいたい。貸し渋り、貸しはがしが無いという、その認識が、私はどうかなと思うんですけれども、しっかり実態を把握してもらって、200億円が、また追加されるそうですけれども、とりわけ困っている零細、小企業、本当にそういうところが、明日のお金どうするか、とりわけ小さいところは従業員がお金どうしようかと。やめてくれと言えないんですって、小さい、5人、6人のところは。そのところにこそお金が回るようにしてもらいたいと思います。ぜひそこは、ちゃんと借りる方の人の声も聞いてもらいたいと思います。
以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第132号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(商工業振興資金について)

中村委員

さっきですね、それぞれ商工業振興資金に対して、いろいろと予算の関係の中で、いろいろ説明、また質問もあったんですけども、非常に想定範囲を超えているということで、知事も11月までの実績について、中小企業に非常に利用されているということですけども、そこで、12月の融資の実績についてどうなっているのかということ非常に心配しているんですが、その辺はどうなんですか、実態は。

先ほど、廣瀬部長の方からも説明がありまして、できれば今議会にそういうような考え方でいきたいという考え方のようです。これは当然、予算の関係に絡んでくると思いますので、財政当局とも当然話し合いをした経過の中でやっていかなければならんことですけども、これについてはどうなんですか。

岩波商業振興金融課長

緊急保証制度を受けた不況業種対策融資が大幅に伸びておりますので、それにつきましてご説明をさせていただきます。10月31日に制度ができて、11月の初めから申し込み決定が始まりましたが、11月末現在で決定額が9億2,000万円余でございました。それに対しまして、12月に入りまして、12月1日が6,000万円、2日、2,700万円ということで推移いたしました。3日から億円台に入りまして、3日が1億円、4日が2億1,300万円余、5日が2億600万円余、8日が1億3,000万円。9日以降は、9日が2億7,500万円余、10日が2億4,500万円余、11日が2億3,800万円余ということで、決定額が12月11日現在で、月中途でございますけれども、14億9,700万円余という状況になっております。

中村委員

14億9,700万円余。融資の実績がそんな状況でどんどんふえてくるということになると、とてもじゃないけれども足りないという状況ですよ。それで、これに対して、さっき私が聞いたように、実績はこういうふうになっているからということだけでも、これ、一体どのような形をとっていかうとするのか、それがちょっとよく理解できないんですけども、その辺、どうなんですか、実際は。どんどん、どんどんふえていくのは。どうなの、その辺は。

岩波商業振興金融課長

12月の、今申し上げましたような急激な伸びが出ているわけですが、枠もありますので、ピークを先週あたりでつかもうと思っていたわけなんです。ちょっとピークはまだ、今週の動きはわからないんですけども、ピークにならないということで想定を超えていっているような状況でございます。

それに対する対応ということでございますけれども、今現在、不況業種対策融資を含みます経済変動対策融資、今回補正をお願いしているわけですが、それが10月から12月11日までで33億円ほど執行されておまして、これが予算上の枠で言いますと、残額が33億円、同じ額でございますけれども、今の状況でいきますと、まだ11日現在の決定額でございますので、申し込みが全部整理できているわけではありません。そういうことを考えますと、現行の補正予算額では、融資枠を超えることが想定されます。

したがって、現在、年度末までの利用見込み等を保証協会、金融機関に確認するとともに、あわせて県原資の追加可能額を精査しており、それをもと

に所用額がまとまり次第、本議会において県予算の追加を提案させていただきたいと考えております。

中村委員

要するに、不況の業種に対する対策融資が想定をはるかに超えているという状況だということ、県ではどのような対応をするかということについては今、検討中ということですね。そういうことですね。ですから、この場では、それに対する考え方を、はっきりこういう形でいきますということは、どうなんですか。発言はできるんですか、できないんですか、その辺はどうですか。対応するという事になれば。

岩波商業振興金融課長

先ほども申し上げましたけれども、県内の金融が円滑化、資金繰りが円滑化するよう、できるだけ努力はしていきたいと考えております。

中村委員

ぜひ、今、非常に山梨県の状況、これは全国的にそういう状況にあるんだけど、我々が先般、党の関係におきまして、各種団体から要望を受けました。その要望というのは、我々も知事の方へ党としての要望を出していくわけですけども、山梨県の経済状況は非常に厳しいという状況の中で、県としてそれを踏まえた形の中で、12月の議会の中で、多分、最終日になろうかと思えますけれども、この状況を踏まえた形の中で、経済融資に対する予算をさらにお願いしていこうということですから、今までかつてこういうことはなかったというように思いますけれども、それだけ厳しいということです。そして、我々も本当にこの状況をどのような形で取り組んでいくのかということ、議会全体として、議員全体としてそのようなことを考えていることは事実です。

ぜひ、先ほど部長から話がありましたように、今回のこの関係については、何とか我々としても期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいということを特にお願ひいたします。

以上です。

(国、県の雇用対策について)

望月委員

3点ばかりちょっと質問をさせていただきますが、現在の100年に一度と申されますアメリカのサブプライムローンに端を発しました世界経済恐慌の中で、今、日本国内もその影響を受けまして、非常に厳しい経済情勢でございます。特に、大手企業、それから中小企業、この年末から年度末にかけての、先ほどのお話のように、不動産とか資金繰りが厳しいとか、非常に切実な訴えをしている企業が大部分であります。その中で、やはり情のある企業者、企業経営者は、雇用との関係で、従業員に情けをかけて、解雇するのは非常につらいと。それでは、私が、経営者が死んでしまった方がいっそいいというような、それだけ苦しい緊迫感を持った今の日本経済ではないかと思えます。

そうした中で、テレビでも毎日、麻生総理も言っておりますとおり、この雇用問題は、もう国の政策で最優先課題にして取り上げていかなければならないという状況の中で、今、国も非常にそうした支援をするということで、各県へ、そうした通達もあると思うのですが、そこでまず雇用対策についてであります。国と県との役割分担、国がどのように県にそうした雇用に対する緊急対策をしようとか、また、金融支援とか、そうした国からの財政支援的なものがどのように来ているのか、具体的に説明をお願いしたいのですが。

塩谷労政雇用課長

国と県との役割分担につきましては、雇用対策法の中に規定してあります。その4条では国の施策が例示してありまして、12、例示してあります。主な

ものにつきましては、職業指導とか職業紹介、及び不安定な雇用状態に対する是正であります。これらの対策につきましては、雇用保険料などを主な財源としております。

また、県の施策につきましては、同法第5条に、地方の実情において雇用に対する必要な施策を講じるようにという努力義務を規定しています。このため、県では、独自に技術系人材確保のための就職懇談会とか、UIターンとか、人材紹介バンクなどの施策を実施しておりますが、これらはすべて自主事業ということの中で位置づけられており、自主財源で賄っております。

望月委員

今、その12項目の中に、国、県の役割分担がうたってあるということでございました。現在の経済情勢、世界的また国内を見ても、本当に先ほど言っておりますように、想定外の経済不況であろうと思うんです。だれしもが想像もつかない、予想もつかない状況で、また、この経済の復興が恐らく5年、10年というような状況で、以前の不況と違って短期でなくて長期的にそうした回復が見込めないという状況でございますが、そういう12項目の中での、現実のこの状況で、国、県の状況が対応できるのか。雇用対策について。それ以外の、12項目以外の問題で対応しなければならないようなことがあると思うのですけれども、そこらを、県はどう考えているか。

塩谷労政雇用課長

雇用対策につきましては、現行施策のほか、一次補正、10月に発表されました、生活対策の関係、そしてつい先日発表されました追加対策など、いろいろな形で国の方で生活防衛のための緊急対策ということで講じております。国も年末を控え、最重要課題として雇用対策を盛り込んでいるようですが、県といたしましても、先月末、採用内定取消などの案件が新聞発表になりましたけれども、そういうことの中で、団体への要請、採用内定取消防止のための要請、もしくは労働相談につきましても、年末、28、29、30日に実施するというような形の中で実施していきたいと考えております。

望月委員

今、お話を聞いていると、ただ形だけで対応するんじゃなくて、実際に解雇があった場合、これはしてはならないことでありますけれども、企業も命を懸けてやることですから、やはり解雇という問題もこれから非常にふえてくるんじゃないかと思うのですけれども、そのときにやはり雇用者の失業保険、そういうものに対して、ハローワークのそうした失業保険等の問題も出てくると思うのですけれども、雇用の解雇された人の、そうした県の対応というものをちょっとお聞きしたいと思います。

塩谷労政雇用課長

実際に解雇された者に対する対応についてということでございますが、現在、中小企業労働相談所、県民生活センターの中に設置しております。1名、専門相談員を設置しておりますので、そちらの方に相談をしていただいて、解雇の事由にもよりますが、あっせん等が必要であれば、労働委員会の方へお願いをする。そこで解決できるものであれば、そこで。実質的には労使の話し合いが実質的なものですが、そこでのアドバイスをするような形になっております。

望月委員

はい、わかりました。

それで、今、話を聞いていますと、県独自の対策をしていくということですが、現在、国からの財政支援とか、ヒアリングとか、そういう、国と県とのアクセス、そういうものはないんですか。

塩谷労政雇用課長 先週、国で発表しました、国の予算の中に、雇用対策の中に、地域の安定雇用の創出のためのふるさと雇用再生特別交付金とか、緊急雇用創出事業などの事業がありまして、それについては、詳細はまだわかっておりませんが、それが二次補正の中で予算措置されることとなっております。

県といたしましては、国の補正予算を踏まえまして、本県の雇用情勢に応じた雇用対策を、スピード感を持って全力で取り組んでいきたいと思っています。

(本県への企業誘致について)

望月委員

最後にもう1点、これは知事が提唱しておりました、県内各地22カ所の工業団地という状況も立地をしたいということでお話があったわけですが、今の経済情勢、企業の状況を見て、この間も、北口県有地の県立図書館の中の生涯学習拠点に、ある企業、IT企業が進出するというございでしたが、それがちょっと難しいというような話題にもなっておりますが、そこらの企業団地22カ所に対する知事とか県の姿勢は、今どのような傾向になっているのかちょっとお聞きしたいと思います。このような経済情勢の中での企業の誘致など。

中込産業立地推進課長

今の望月委員のお尋ねでございますけれども、我々のところは昨年、新たにつくられたセクションでございまして、山梨県への企業誘致を促進して、もっと山梨県経済の活性化を図るという目的で設置されたセクションでございまして、現在、今、お尋ねの、県内にあります工業団地は全部で29あるんですけれども、当然、我々の日々の中で、このような経済状況下にありますから、企業を訪問する中で、いろいろな企業の要望等を聞きながら、また雇用問題も含めて早急な対策等の中で要望等があれば、我々の産業立地推進課の方の職員が承ってそれぞれのセクションで紹介する中で、それらに対しては迅速に対応するよう指導をとっておりますし、ただ、県内の工業団地に向けて具体的な雇用対策をするというのが我々の方にはございませんものですから、いずれにしても回る中で、その要望に対しては迅速な対応をしながら、そういうものが円滑に行くようなことを、この商工労働部全体で行うような体制で現在、企業にも指導をしております。

以上でございます。

望月委員

今、国の方でも非常に雇用に対しては、先ほど言ったように、緊急性を要するというのでスピーディーに地方にも大きく……。それからまた、今、地方の市町村、非常に雇用の面でも苦しい中小企業は——中小企業というよりも家内工業的な小規模な企業が多いものですから、特にそういう状況が頻繁に、日々、切実に皆さんが受けているところでございますので、できる限りスピーディーに県の方でも対応を、国との連携をとりながら実施してもらいたいことを要望して終わります。

(本県の緊急経済対策について)

丹澤委員

2点お伺いいたします。一つは緊急経済対策、もう一つは高度化資金対策。緊急経済対策ということで、今、るる各委員から厳しい県内情勢が伝えられたところです。商工労働部がとるべき緊急経済対策をどのように考えておいででしょうか。

廣瀬商工労働部長

本県としての商工労働部の緊急経済対策と申し上げますと、経済対策協議会を設置したところでございます。特に県内の経済の中での総生産全体で占める

割合の中で、私どもの部の所管する商工業、サービス業、こういったもののウェイトが非常に高いわけですので、その振興が非常にまず大事だと。なおかつ、雇用についても付加価値そのものの、いわゆる配分の当然対象になってまいりますので、企業が元気であれば雇用環境も維持されるという側面がございますので、あわせて振興していく。それが私どもの基本的な考え方でございます。

丹澤委員

昔から、商工関係がとる経済対策は、もう決まっているんです。一つは雇用。雇用の安定。二つ目は金融。そして三つ目は受注の拡大と。こういうような3つの対策を、大体、国がああいうような格好で出てこないわけですから、地方の皆さんに何かやれと。これは無理な話だと。しかし、基本的に何をするのか、それをしっかりおさえた上で、では雇用はどうするのか、金融はどうするのか、あるいは受注拡大はどうするのか、こういうものにターゲットを絞ってやらないと、ここに出ているような、安心実現のための緊急統合対策と、名前はすごいものがあるけれども、ではいざ具体的に、雇用はどうしているんだ。企業を回って、雇用をお願いしますと頭下げてきました。受注も同じです。融資枠を拡大しました。先ほど中村委員からも話がありましたけれども、きょうは15日ですよ。補正予算で今から出す。29日まで、これは年末資金なんでしょう。越冬。何とか正月を超したいというための資金じゃないんですか。正月になってお年玉があると。その資金をこれから調査して、精査して出します？ 最終日まで18日しかないんですよ。これからやって、あと何日あるの。申請をした人を受け付けて審査する。本当に間に合うんでしょうか。そういうことが、僕は、まず何をターゲットに絞って緊急経済対策していくのか、その理念が必要じゃないかと思っているんですけども。

廣瀬商工労働部長

ただいま御指摘をいただいた点でございますけれども、追加対策のお話を先ほどさせていただきましたけれども、正直に申し上げまして、今月中で予算上不足する額、あるいは年度末までにどのぐらいになるかという試算は当然しておりますし、それについての裏づけの融資申し込みの実態、そういうものは当然とらえておりますけれども、こうした場で責任を持って今、御提案して説明するには、ちょっと時間が足りないということで、その猶予をいただきながら、今議会に間に合うようにはお願いをしたいという対応でございます。

丹澤委員

では、僕が先ほど3つ柱を挙げましたけれども、そういうことで、まだほかにありますでしょうか。県がその緊急経済対策で、あるいは議すことというのは。

廣瀬商工労働部長

委員から御指摘のありました、金融、雇用、それから、言ってみれば下請振興、こういった面について我々自身も、先ほど担当課長から申し上げましたけれども、それらを踏まえて、いわゆるサポート的な事業を立ち上げまして、新たなそういう取り組みにも乗り出していくという提案をさせていただいているところでございます。

丹澤委員

そうすると、具体的に今、僕の言った3つの対策について、具体的に、こうしていくというものがあつたら、それぞれ担当の課長さん方にお答え願いたいんですけど。

飯沼商工総務課長

受注拡大の部分でございますけれども、今回12月の補正予算でお願いをし

ております中小企業事業化サポート事業、これは中小企業の皆さんに気づかない経営資源というのが数々あるだろうと。そういうものを、我々の方で企業訪問をいたしまして、相談する中から積極的に発掘をしていくという中で、それを事業化して最後に販路開拓をしていくということで、先ほどの丹澤委員から御指摘の受注の拡大の方へつながっていくのだろうと考えております。

以上でございます。

岩波商業振興金融課長 私ども、金融を扱っているわけでございますけれども、商工業振興資金につきましては、ただいま部長からもお話をさせていただきましたように、想定できないような事態が続いておりますので、それに対する対応を踏まえるということと、それから、予算概要に基づきましてお話をいたしましたように、運転資金だけではなくて、こういうときにこそ新たな事業を開拓していくというような中小企業の方々に対しても支援するために、設備貸与事業の利率を下げまして、または、優良な企業者の方々については特に特利というような形をつくりまして、インセンティブを与えさせていただいて、そういう人たちの取り組みに対応していきたいと考えております。

それから、9月補正のときには原油が高騰していましたが、今現在は、原油が大分安くなっておりますけれども、原材料は高どまりしているということもございまして省エネについて取り組む企業者の方々に対して、環境対策融資というものについて重点拡充していくということで、さまざまな中小企業者の方々の取り組みに対して、きめ細かく対応していきたいと考えております。

清水工業振興課長 先ほど、12月補正予算の中で御説明させていただきましたとおり、債務負担行為を4,000万円設定させていただきましたと、いわゆる15カ月予算というような形になるかと思っておりますけれども、例年は6月の下旬から7月でない、なかなか、こうした新技術、新製品の開発に取り組んでいけなかった企業に対しまして、3月中に採択を決定するというような形の中で、4月の当初から新たな研究開発に取り組めるような形で、こうした不況の時期だからこそ、新たな挑戦をしていただきたいと。次の波に乗るための技術を磨いていただきたいということで、債務負担行為を設定させていただきましたと、4,000万円の研究費助成をしているところでございます。

塩谷労政雇用課長 雇用対策につきましては、先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、ふるさと雇用再生交付金特別交付金と、緊急雇用創出事業ということで、国が、都道府県に、基金を造成して事業を実施するということの形の事業を実施する予定でございます。これにつきまして、近々、国の方から説明があるということの中で、それを踏まえながら実施していきたいと思っております。

丹澤委員 金融が今、一番喫緊の課題でありまして、申請から融資まで、ともかく短期間にできるように保証協会に働きかけをしていただいて、12月29日までに申請のあったものについてはきちんと結論が出せるように、ぜひしていただきたいと思っております。

(中小企業高度化資金について)

次に高度化資金についてお伺いいたします。高度化資金の貸し付けに関して、議会が関与する部分というのはどこなんでしょうか。

岩波商業振興金融課長 高度化資金の貸付予算額でございます。

丹澤委員 貸付総枠だけということですか。そうしますと、どこに融資をしたのか、あるいはその間に、その企業がどういう状況なのか、全くわからない。議会が関与する一番最終、これだけ膨れて赤字になりました、補てんをしてくださいと。予算枠は決めました。どこへ貸すのかも、全く議会は関与しなくて、その期間の経過においても全く関係ない。つぶれました、県民の皆さん、これを補てんしてください、ということなんですね。

岩波商業振興金融課長 高度化資金につきましては、いわば県が金融機関という立場に立ちまして、設備資金をお貸ししていくということでございますので、今、そういう意味では金融機関と同様のいわゆる貸付情報、融通情報というのは開示できない情報だと理解しております。

丹澤委員 そうすると、貸した責任というのは皆さんにあるんですか。

岩波商業振興金融課長 業務上の責任ということで申し上げます、業務を進めていく責任は我々の側にあるということだと思っております。

丹澤委員 地方自治には職員の賠償責任というのがありまして、これには、会計事務に携わる職員については規定があります。しかし、それ以外の業務に携わって県に損害を与えた場合には、第三者がいない限りは民法に基づく損害賠償しかないということですよ。そうすると、全く議会も関与しない、皆さんが審査から決定、督促、指導、その間の業務の指導、全部県庁が負ってきて、そしてつぶれた。その責任というのは、どうなるのでしょうか。

岩波商業振興金融課長 業務の執行に明らかに瑕疵があるというような場合であれば別ですが、業務を適正に執行する中で、経済情勢の変動等によって経営が立ち行かなくなるといった場合もあるかと思えます。そういったことに対する責任ということについては、執行部というか、業務に携わる者がどのように責任を負うかということについては、この場では申し上げられないというか、個別の事例ごとに逐一詳細に検証するというようなことが必要で、一般的には申し上げられないです。

丹澤委員 わかりました。瑕疵の度合に応じて責任も生じるというように理解してよろしいですね。

岩波商業振興金融課長 そういう場合もあるかと思えますけれども、ある場合にはそういう措置なりが前提になるというように考えています。

丹澤委員 いよいよ入ります。高度化資金の債権保全。お金を貸しますよね。そのときは、貸した方は債権保全をするわけでしょう。その債権保全の方法というのは、どういう方法をとっているんですか。

岩波商業振興金融課長 高度化資金の貸し付けを行う際には、貸し付けによって取得する土地、建物、場合によっては工場備品等を担保として抵当権を設定するとともに、連帯保証人を求めることによって、貸付金の担保保全を図っております。

丹澤委員 物的担保、人的担保、両方取るということで、完璧の体制になっていると思

いますけれども、そういたしますと、その途中で当然、物的担保は目減りをしますよね。人的担保においても、その間にどんどん、どんどん、これは企業が危なかったら、自分の財産、もう長い間計画していたってどんどん外へほうり出してしまってバラしてしまうということをするれば、最終的には責任を負わなくて済むわけけれども、連帯保証人や、あるいは物的担保の価値というのは、見直しは途中でするんですか。

岩波商業振興金融課長 高度化事業につきましては、中小企業の経営体質の強化、環境変化への対応を行うための事業がありまして、バブル経済の崩壊後、担保した不動産の価値が下落する中で、増担保等を取ることににつきましては、組合員の事業経営に支障を来しまして、地場中小企業の振興を阻害するとの観点から、担保等を取ることはしていません。なぜならば、ということですが、高度化事業によって、建設した土地、建物については、既に担保されておりまして、また、組合員貸し付けにつきましては、連帯保証により組合役員全体の人的担保が講じられております。担保割合により増担保をとること等につきましては、債務者及び連帯保証人のその余の土地・建物に抵当権を設定することになります。

そういう中で、この高度化事業というのは、中小企業を育成することを目的とする政策的な貸し付けでありますので、増担保とか連帯保証人の洗いがえというようなことについて、そういうことをしないということについては、法制度、この高度化事業を置いている法制度の趣旨に沿ったものと考えておりまして、この仕組みによって、これまでも制度を主管する中小企業基盤整備機構の承認をいただく中で貸し付けを継続しているものでございます。

丹澤委員 そうすると、一たん貸し付ければ、人的担保、つまり連帯保証人の試算がどんどん目減りしてしまって、何もなくても、これはもう組合の中小企業振興ということを考えれば、そっちの方が優先なんだと、回収するなんていうことは二の次だと、そういうことですね。

岩波商業振興金融課長 ただいま連帯保証人のお話ですけれども、連帯保証人の連帯保証債務というのは、貸し付け先の延滞が始まったときに発生するということと考えておりますので、それ以前に債権・債務関係が具体的に発生するものではないと考えております。

丹澤委員 貸すときには銀行と同じ役割を果たして、守秘義務を銀行並みにしなければならぬということになっているけれども、返してもらったときになったら、それは政策だから、金は返してもらえなくてもしょうがないということになってしまうというように、今、お話を聞くとそう思うわけですがけれども、連帯保証人の能力がなくなっても、人間が生きていけばいいと。全く能力がなくなっても生きていけば連帯保証人と認めますよということなんですね。

岩波商業振興金融課長 生きていけばというか、通常に生活をしていけば、増担保ということで一定の時期に一定の評価をして、担保割れしているということで、追加を求めることは現状しておりません。亡くなった場合には、連帯保証債務というものは相続されますので、そういう意味では、亡くなった場合でも引き継いでいかれるということです。

丹澤委員 そうすると、貸したときにきちんと、それは能力があるかどうかを判断しなければならぬものが、それを貸してしまえばあとはもうしょうがないと。追

加担保もとらないというような制度は、借り得になってしまうのではないかと。これは幾ら聞いても。皆さん、これは国の制度だから、僕はこの後に続いて国の制度について聞きますけれども、例えば滞った場合に、約束をした条件で償還していただくと。それが滞った場合にはどうしますか。

岩波商業振興金融課長 約定償還が滞った場合については、滞りそうだという情報が入りますれば、高度化資金につきましては、資金の融通とともに経営診断ということで診断士等の経営指導、診断というものがセットになっておりますので、経営健全化について診断士が指導に入るといような体制でいます。

丹澤委員 指導してどうなるんですか。指導して返せない。返せないでこうなってきた。指導して条件変更するんでしょう？

岩波商業振興金融課長 指導しても経済環境、取り巻く経営環境等の事情によって返せないというような、約定償還できないというような場合には、約定の条件を変更すること、償還猶予という形ですけれども、行っております。

丹澤委員 前回は聞きましたけれども、要するに約定償還を変更する。そうすると、変更する金額というのは、どのようにして定めるんですか。

岩波商業振興金融課長 ただいま申し上げましたように、約定の返済ができないということで御相談をいただきますと、経営診断に入るわけなんですけれども、その中で経営健全化に向けた改善計画をつくっていくわけなんです、その中で当期または次期の償還可能額を出しまして、それに基づいて計画をつくっていくということです。それにつきましては、我々、県とともに制度を所管しております中小企業基盤整備機構も入って診断をしていただきまして、承認をいただく中で決定していくといような段取りで行っております。

丹澤委員 償還可能額とは、例えば年間に6億円も返さなければならないけれども、ことは1,000万円しかもうからないから、1,000万円しか返せませんよということでもいいわけですね。

岩波商業振興金融課長 それがやむを得ないものであって、かつ、当該組合等も継続をしていく意思があり、かつ、地域雇用とか地域経済の振興のために必要があれば、そういう措置をとる場合もございます。

丹澤委員 6億円返すのが、例えば1,000万円しか返せない。そのような条件を認めていった場合に、最終の償還期限が決まっていますよね。その場合にはどうなるんですか。

岩波商業振興金融課長 もちろん、一般論としてお答えいたしますけれども、条件変更団体につきましては、厳しい経済環境の中で懸命に努力しております。これまで地場中小企業振興の観点から、約定どおりの償還が行えるように、ただいまお話をしましたように、相談を行ってまいります。

また、制度を所管する中小企業基盤整備機構では、団体が最終償還時期までに貸付額の2分の1以上を償還済みである等の要件に合致すれば、10年を期限に最終償還期限の延長を認めておりますので、団体によっては、こうした制度を活用しながら、積極的な支援を行っていく考えであります。

こうした中で、最終償還期限の延長制度を利用できない団体につきましては、最終年度での一括返済は困難であると考えますが、これまでは制度を所管する中小企業基盤整備機構の指導のもと、各都道府県ともに、未償還金を後年度に繰り越すことで団体の経営支援を行ってきたのが実情でございます。

しかしながら、高度化資金の不良債権化というものが、本県ばかりでなく、全国的にも問題となっておりまして、政府は問題解決を図るために平成22年度末までに不良債権を半減させる方針を打ち出しました。これを受けまして、昨年度、中小機構から、高度化資金の不良債権処理を積極的に図るようとの強い要請をいただいたところでございます。その中で、中小機構からは不良債権、正常債権の分類案が初めて示されまして、条件変更先で償還期限の延長制度、先ほど申し上げました延長制度も使わずに、一括返済も困難で、将来的に破綻が懸念される債権については、破綻懸念先債権と分類して、各都道府県に、公的または私的整理の不良債権処理を早期に進めるように強く指導されているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、本県では、不良債権処理に取り組んでおりまして、中小企業基盤整備機構によりまして、不良債権処理においては、現在、本県が全国で他都道府県に先行して着手していると伺っておりまして、他県に対しましても、中小企業基盤整備機構では、本県と同様に削減の処理を指導されているということでございます。

以上です。

丹澤委員

それは今の時点で、昨年からなったということで、今まではともかく、返せなかったらずっと最終年度まで、6億円、本当は返さなければならないけど、1,000万円返せる、100万円返せると、それを受け入れてきて、条件変更と称して最後まで来て、はい、最終年度になりました、つぶれました、皆さん済みませんと。今のような制度が昔からあれば、破綻懸念先といった早い段階で債権回収ができたはずだけれども、それは昨年にしたという制度であって、これはそういうようなことになってしまうわけですね。

では、具体的なお話を聞きましょう。例えば、県がA組合にお金を貸しましたと。B社が連帯保証人になりました。保証人であるB社が破産をしてしまいました。この場合、B社に対して県はどういう措置が講じられるんですか。

岩波商業振興金融課長

A社、B社というお話でございますけれども、連帯債務を持っているということですので、県は延滞についてどういうことがあるかというお尋ねでございます。

(「どういうことができるかでしょう」と呼ぶ者あり)

連帯保証人のうちの1人ということでございますので、連帯保証の担保能力が損なわれないように関わっていくというようなことかと思えます。

丹澤委員

保証人のBが先につぶれてしまったんですよ。Aが先につぶれていれば、Bのところに行って金取ればいいけれども、Aが残っていて、保証した人が先つぶれちゃった。そうすると、これはどうなんですか。

岩波商業振興金融課長

つぶれたという表現ですけれども、破産したと。いろいろ法的な処理があるわけで、それぞれのルールに沿っていくというようなことでもありますけれども、債権者として御通知をいただければ、その中で、とるべき主張をしていくということになります。

丹澤委員 Bが先につぶれてしまうと取れないんでしょう、これは。何もないんだもの、相手に。保証人の価値ないんだもん、何もないんだもん。保証人を置いておいても。先般、僕が言うよりも先に新聞にみんな出ているから、皆さんが秘密、秘密と言っている、新聞にこう書いてあるんだから、これが事実かどうかはちょっと確かめませんが、これを見ると、大月の相馬さんという人が社長さんをしている山正産業が、県が33億円の高度化資金を貸し付けたその組合の連帯保証人になっている。この保証人になっている、最もしっかりしている山正が一番先につぶれちゃった。こういう場合に、回収できるんですか。

岩波商業振興金融課長 お尋ねの件につきましては、個別の法人の関係になってまいりますので、今、新聞報道ということでもありましたけれども、その個別の法人について、公の場で述べることは正当な利益を害する恐れのある不開示情報に当たるため、この場でお答えすることはできませんので御了承をお願いいたします。

丹澤委員 では、山梨ニューマテリアルという協業組合が設立されていますね。どうもここでは融資したかしないとも言えない、あるいは償還状況も言えないということですから、その山梨ニューマテリアル協業組合の設立の年月日はいつですか。

飯沼商工総務課長 お尋ねの組合の設立日でございますけれども、平成4年3月19日でございます。

丹澤委員 理事長さん以下役員の名前が発表できますか。

飯沼商工総務課長 組合の代表理事でございますけれども、これは登記簿記載事項でございますので、お答えさせていただきますけれども、設立時の代表理事は相馬英一氏でございます。それ以外の役員につきましては、法人に関する不開示情報に該当する恐れがございますので、この場におきましてはお伝えができませんので、御了承をお願いいたします。

丹澤委員 現在の理事長さんはだれですか。

飯沼商工総務課長 現在の代表理事は相馬修正氏でございます。

丹澤委員 この理事は、設立時の理事と現在の理事はかわっていますか。

飯沼商工総務課長 ただいまのお尋ねですけれども、これにつきましては、組合運営に関する情報でございますので、不開示情報に該当いたしますので、公開の場ではお答えできません。御了承をお願いいたします。

丹澤委員 では、お答えをしていただければ次のことを聞きます。
これは一般的な話で、破綻懸念先という組合で、最も早く償還しなくなったのは貸し付け後何年ですか。

岩波商業振興金融課長 今現在、すべての懸念先、6月議会で4社と、お話をいたしましたけれども、ちょっとその比較というのがすぐにはできませんので、時間の御猶予をいただきたいと思っております。

丹澤委員

聞くところによりますと、最も早く償還が滞ったのが、わずか1年半でもう返せなくなってしまったと。その間に役員もかわる。条件変更ということですとかわってきているということになれば、先ほどの話でいきますと、20年間の償還のうち3年据置きがありまして、1年半でもう返せない。連帯保証人はその間にどうすればいいんですか。資産をどんどん、どんどん減じて、15年もあるわけですから。いや、17年もあるわけですから。絶対、県は見直しもしない、担保割れしていても追加担保を求めないということですから、これは明らかではないですか。

いや、もういい。それ以上聞いてはもう申しわけないから。もうやめますけれども、今まで、国が、ともかく、国の制度だと、国の言うとおりにやってきた。私たちは、県の職員は、これは危ないと。それぞれ、何とか回収に移らなければ。連帯保証なんていつだって制度上は取りにいけるんですよ。先にそっちへ取りにいってもいいんです。にもかかわらず、国の制度で、やらないということであれば、国の指示どおりに従ってきたんだから、全部国に見てもらったらどうですか。県なんか一切見る必要はない。国の指示どおりなんですよ。

岩波商業振興金融課長 制度は中小企業基盤整備機構が持っておりまして、全国一律で行っております。そういった国の制度に資金的に県が協調して運営している制度であると認識しております。したがって、一般論でございますが、今のように、おっしゃるように、破綻したというような場合、回収したものについては、それぞれの資金の貸付比率に基づいて按分するというようなルールで行っております。

丹澤委員

いや、自分に責任があるのでは、自分もちゃんと、しっかりと。国の指示に従いました、じゃないんでしょう。それは自分にも、自分が負担しなければならぬ部分があるんですから、しっかりと主張すべきだし、今までのお答えであれば、国の仕組みがそうになっていて、国の制度で担保の見直しもしない、そして条件変更も国の指導どおり行ってきた、であるならば、国に強くこの請求を僕はすべきだと思います。県が負担するんじゃなくて、そういうことをしっかりと。

最後に1つ。RCCに、昨年の2月ですか、補正予算を取って、そして債権回収についての手続きに、決算特別委員会で私がいろいろと質問した結果、他県に先駆けてという話をしたけれども、それを踏まえてきつとやったと思うけれども、そのRCCに今、その債権回収について調査を委託しましたね。今、どんな状況なんですか。

岩波商業振興金融課長 RCCへの債権管理回収業務の委託の状況ということでございますけれども、貸付先が破綻をいたしました味のふるさと協業組合、甲南食品協業組合、協同組合甲府シティジュエリーセンターにつきましては、平成20年4月から委託して、経営の破綻が懸念され、償還期限内に完済が見込めない破綻懸念先4団体について、ことしの7月10日から債権管理回収業務をRCCに委託しております。

このうち、味のふるさと協業組合につきましては、債務者と任意売却の可否について交渉を行ってまいりましたが、債務者の同意が得られませんでした。したがって、交渉が不調ということになりましたので、8月28日、RCCが不動産競売及び債権差し押さえの申し立て等の法的対応を行い、現在、そういった法的措置の中で、債権回収手続きが進行しております。

そのほか、甲南食品協業組合、それから協同組合甲府シティジュエリーセンターにつきましては、甲南食品協業組合については、破産しておりますので、破産財団から、所要の返還金を受け入れております。

それから、甲府シティジュエリーセンターにつきましては、甲南食品もあわせてですが、連帯保証人と保証債務の徴求について交渉を進めてきております。

それから、破綻懸念先4団体につきましては、そのうち破綻懸念先でありました身延ショッピングセンター事業協同組合につきましては、7月から先ほど申し上げましたように、RCCに管理回収業務を委託しまして、同機構が債務者と任意売却について交渉を行いましたけれども、不調に終わりました。こうした中で、組合が運営しております身延ショッピングセンターCOMAは、7月末をもってすべての店舗が退店をいたしまして、組合が事実上、破綻した状態になりました。こうした状況を受けまして、身延町でも固定資産税の滞納に係る差し押さえを執行するというようなこともあり、8月28日にRCCが身延ショッピングセンターの不動産競売の申し立てを行いまして、あわせて債務者及び連帯保証人との交渉を進めているところでございます。

その他の団体につきましては、現在、債務者との交渉が進められておりますけれども、現在、営業中でございますので、個別の団体名等については法人の正当な利益を害する恐れがあるということで、不開示条項ということで、発言を控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

丹澤委員

これで終わりますけれども、ともかく融資をして、最短で3年据置き中につぶれたところもあるんですね。味のふるさとのように。1円も返さないうちにつぶれてしまったと。これも55億円。3年でつぶれてしまったから、資産を隠すいとまもなく、これはしょうがないと。ところが、融資して据置き3年あって、1年、1年半返したら、あとはずっと滞っていて、17年間、県も手出しもしない、何も言わない、連帯保証人の追加担保も取らない、洗いがえもしない、そんなことしていたら、連帯保証人なんか、みんな財産移しますよ。

こんな、ともかくずさんな制度を国が定めたとしたら、僕は本当にだめな制度だと思う。それは県民の税金を、まさに紙1枚、鉛筆1本、皆さんが節約しても、片方で55億円も33億円も、どんどん、どんどん、捨て金のように捨てているのでは、本当にこれは、まさに爪で拾って箕で零すようなことをしていることになるのではないかと。だから、僕は国に対して、この制度は、今からは、今度70%になったら破綻懸念先と早々と指定すると言ったけれども、遅過ぎだ。それまでのことについて、国も責任があるんだから。僕はきちっと申し入れるべきだと思います。

以上です。

小越委員

雇用問題について質問します。

まず、県の産業集積促進助成金を出している甲斐市のメイコーについてです。新聞報道もされていますように、12月10日付で正社員20人が解雇されました。この会社には県の産業集積促進助成金として、平成18年に8,773万円が出され、15人の雇用があったと報告されています。県は、この企業の解雇を、いつ、どうやって知ったのでしょうか。

中込産業立地推進課長 今お尋ねの件でございますけれども、企業名を正式に知りませんで、新聞報道等で知った状況でございますが、当然、産業集積促進助成金を所管しているところでございますから、そういう中で、いろいろな情報等が入ってい

る中で、正式ではないのですが、薄々そのようなものは入っておりました。

小越委員

産業立地室でつかんで、その後はどのような対応をされたのでしょうか。部長は知事部局に報告をされたのでしょうか。そして、知事からどのような指示があったのでしょうか。

中込産業立地推進課長

我々の産業立地推進課の方では、今、小越委員が言った、産業集積促進助成金を所管をしているんですけども、もともとこの助成金は、製造業を中心に活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大を図る、これをもって本県経済の活性化に資することを目的として、この産業集積促進助成金制度をつかって、現在運用しているところでございます。

昨今のこういう経済状況下におきましては、当然、我々の産業集積促進助成金というのは、一つは設備投資額に着目して、一定額の設備投資をした部分を対象に助成する。もう一つは、雇用の拡大という部分で、雇用した人数に着目をしながら、この助成金を交付している状況でございます。

そういう中で、今回これまでに15社に助成金を交付してきたところでございますけれども、そういう中で、このような状況になる前にいち早く、対象となった企業の方には当然、企業訪問、あるいはできない部分につきましては、お電話等でお尋ねをする中で、ぜひこの交付金の目的であります雇用の確保という部分については達成できますようにということをお願いしてきたところでございまして、そういう中におきましては、産業集積促進助成金の交付要件の方は、十分満たしておりました。ただ、今回の中でこのような状況に陥ったことは、非常に我々としましても残念至極でございますが、引き続き、最近の経済状況を注視する中で、ぜひこのようなことに陥らないよう、我々としても企業側にお尋ねしながら、また訪問等しながら、そういう事態が起きないようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

小越委員

ということは、課長から部長に連絡もなく、連絡から知事部局へも報告がなかった。知事からも指示がなかったと、その理解でよろしいですか。

中込産業立地推進課長

今、答弁漏れでございましてけれども、当然、そういう状況に陥っている分につきましては、私のところで、今、先ほど答弁したような状況の中で、十分、本来の目的の交付要件は満たしているという状況でございましたので、非常に残念な結果となりましたけれども、その部分については、十分、補助金の交付要綱にのっとっているものでございますので、あえて部長には報告しておりません。

小越委員

新聞報道で知って、その後対応がなく、知事部局の報告もない、それはおかしいと思うんです。この産業集積促進助成金交付要綱第16条にはこう書いてあります。「認定事業者は前条に定める――これは10年間ですけれども。あらかじめ理由、予定日、解雇者数、その他必要な事項について、休止等の事前協議書により知事に届け出て協議を行わなければならない」と書いてあります。その中の(2)に事業の縮小、外注化、転換等により解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整が生じる業種、業態の著しい変更、これに当てはまるのであれば事前協議があつてしかるべきなんですけれども、ということは、この要綱に違反しているということではありませんか。

中込産業立地推進課長　　今、小越委員が申しあげましたとおり、要綱の部分はそうでございますけれども、交付要件を欠いた場合というのは、我々の中で当然、想定する中で操業後1年以内に常時雇用者数が10人またはそのうち県内から新たに雇用した5人に満たない場合、ですから1年間にその10人の雇用、あるいは県内そのうちの5人を満たない部分が生じた場合は、今、小越委員が言った部分で、事前協議をする部分が出てくるのですけれども、今回のケースはそれには当たりません。

小越委員　　ここには、要綱では、休止等、事前協議が必要と書いてあるんですよ。それは1年間ではなく、この10年間継続、前項ですね。期間内にいずれに該当する、10年間継続で営むように努めなければならないとなっていますよね。そうしますと、これ、要綱違反だと思うんです。事前に、だって8,400万円も税金投入してやっているわけですよ。極めて不十分だと、いつも言っているのですけれども、一応、県の雇用機会の拡大を図っているんですよ。雇用拡大が目的であるにもかかわらず、それを今度、解雇するということを新聞報道で知った。そうじゃなくて、事前協議があるんだったら、その後、メイコーさんなりに何か言っているんですか。8,700万円出しているわけですから、どうしてこうなったかと、聞きにいつているんでしょうか。

中込産業立地推進課長　　あくまでも、この産業集積促進助成金は、10年間のスパンの中で、当然、我々の方で一定の条件をクリアした場合につきましては、助成をしまして、その中で税という仕組みの中で、それに相当する部分もお返ししていただくという制度でございます。そういう状況でございますので、どうもその部分が、交付要件を欠いた部分というのは、繰り返すようではございますけれども、1年以内に増加した常用雇用者数10人が、また、そのうちの県内の雇用した5人、この部分がクリアを、1年たてば、あとはその雇用の部分については、これで満たすわけでございます。あとは、その中の、我々の助成した産業集積促進助成金で購入した設備投資額だとか、あるいはその設備投資して購入した設備等を売却、あるいは事業そのものを廃してしまう。当初の製造業以外の事業に新たに変えるとか、そういうような部分を想定しているものですから、今回、10年というスパンの中で雇用と設備額に着目してやる中でございますので、その部分だけに絞るわけではございませんので、そこのところはぜひそういう仕組みで守られているということをご理解をお願いしたいと思います。

小越委員　　要綱の解釈の違いだと思うんです。第19条のところに、前の条に定める期間内にとというのは、前の条では、操業開始から10年間継続に努めなければならないと書いてあります。そうすると、この10年間のうちに下記の場合、そこには解雇の場合ですとか、それから一時帰休の場合は知事に届け出て、協議を行わなければならない。ということは、この10年、これ、当たると思うんです。1年間だけそういうことと。そうじゃないと。この前条というのは、第18条のことじゃないですか。そうであれば、ここに、事前に知事に届け出て協議をしなければならないにもかかわらず、それをしなかったと。そして、それを報道で知ったわけで、その後、メイコーに何も言っていない。そして、知事部局にも提案していない。それは、余りに。産業集積助成金を8,700万円使っているにもかかわらず、雇用のことは無策だとしか言いようがないと思うんですけど、違いますか。

中込産業立地推進課長　　どうも私が言ったことをちょっと理解していただけないみたいです

けれども、当然、我々については、15社の産業集積助成金を交付した企業については、こういう経済状況下の中ですから、当然、我々が貴重な財源を投入した部分について、雇用そのものが守られているか、あるいは引き続きこういうことが起きないように、そういう部分で対象となった15社には当然接触をする中で確認をしてございます。そこのところだけはぜひご理解をお願いしたいと思います。

そういう中で、さらに踏み込みますと、当然、貴重な、我々も産業集積助成金を払って業務拡張をして、大きく生産活動をして、そのまま行くわけでございますから、そういう中においては、当然、交付したときよりも、今の時点では常時雇用者労働者数というのはふえております。それだけはぜひ御理解ください。ですから、確かに企業の経済活動の中で、雇用そのものにも波がございませぬけれども、当然、交付したときと、今の時点と比べたらどうだといった場合は、全体で15社ともにすべてが、この対象となる常時雇用労働者数というのはふえているということを御報告させていただきますので、ぜひよろしくお願いいたします。

小越委員

そこの解釈の違い、もうこれを言ってもしょうがない。私は、そういうように18条と19条を見ているので、ぜひ後でその解釈の違いを明らかにしてもらいたいです。18条で10年間、その後に19条と書いてあるんです。そして、「前の条に定める期間」と書いてありますよ。だったら、これは事前協議違反じゃありませんか。で、違反した場合に、こう書いてあります。「この要綱に違反する行為があった場合は、助成金の交付決定の取消、取消になった場合は、助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる」と。8,700万円を、わずかだったかもしれませぬけれども、税金を投入して、そして会社が利益を上げるためにやったような形で、そして今、20人の方が解雇されようとしている。そのときに県は何も言わずに、その8,700万円を出しただけですけども、解雇を継続してもらいたいと、なぜ言いにいかないのでしょうか。これだけ税金使って、県内の雇用を確保するためにぜひ継続してもらおうべきだと、そのようにどうして行かなかったんでしょうか。そして、これからは行かないんでしょうか。

中込産業立地推進課長 マスコミの報道等を見る中で、先ほど企業名が出たわけでございますけれども、メイコーという部分とメイコーエンジニアリングという2社がございませぬ。我々が産業集積促進助成金を交付してきたところはメイコーエンジニアリングというところでございまして、今、小越委員の言う20名がすべてメイコーエンジニアリングという部分では、我々もそこは確認したわけではございませぬが、仮処分申請が今なされて、これからまだ明らかになっていくものと思っておりますけれども。我々は、そういう貴重なものを助成して、企業活動の促進を図っているわけでございますので、先ほどから言っておりますけれども、当然そういう中で想定をした中で、一時的な認定事業者が事業の縮小、あるいは外注化とか転換とか解雇、一時帰休とか希望退職等、雇用調整が大きく生ずる場合は、業種のあるいは変更をするような場合、休止等の事前協議を知事に届け出るということになっております。

交付要件の部分というのは、10人の部分は1年なんです。そういう想定でつくってあるものですから。よろしくお願いいたします。

小越委員

では、もう一つお伺いしたいんですけども、そうは言っても8,700万円、税金が出ているわけですから。課長の処理だけで部長にも言わないし、知事も

あれだと思うんですけど、知事部局としても、新聞であれだけ出ているわけです。助成金出している会社って、新聞報道もありました。知事から、このことについてとか、派遣の問題のことについて調査しろとか、そういう指示は全くなかったでしょうか。

中楯産業立地室長 産業立地、企業の立地、地域経済の活性化と雇用の拡大と、こういうことが大事ということで、この助成金を我々は交付しておるわけでございます。課長の説明もありましたけれども、これまで私どもの方も雇用の重要性から、あるいは投資額の重要性から定期的に調査しております。今回、これまで15社に交付しておりますけれども、改めてその企業についてどういう雇用状況かという調査もしておりました。それから、あわせて、これだけ厳しい時代ではあるけれども、しっかりと雇用をお願いするという申し入れもいたしました。

課長が言うております助成金のファクトでございませぬけれども、本県の助成金は1名幾らということで出しておるのではございませぬ。10名、50名、100名、300名、こういったところと投資額を比較しながら助成金を決めている助成金でございませぬ。再三課長が言うてきて、わかりにくいかもしれませんが、そういった10名を超える部分の基準というのは、現在もはるかに満たしていますし、要綱上問題ない。私は、報告があるとかないとかは別にいたしまして、それは承知をしております、仕事の上でもしっかりとその辺は今回のこういう環境の中にあっても調査をしながら、しっかりと企業にはお願いをするんだということで、15社について雇用をしっかりとお願いするという申し入れはしてございます。

小越委員 県は、これは、だから税金を使っても要綱に沿っていると。私は要綱に沿っていないと思う。この文章でいきますと、これは明らかに要綱違反だと、私は思います。

それから、先ほど、1社ダブっていますから、14社のところを回って歩いたということですが、一番最初に、部長から、たしか150社回ったというようにお話があったと思うんですけど、150社回って、雇用の状況はどのような状況だったのでしょうか。

塩谷労政雇用課長 先ほどお答えした150社というのは、労政雇用課が仕事と生活の調和ということの推進のために150社回ったものでございます。その150社を回ったところによりまして、雇用の情勢を直接聞いているわけではないのですけれども、その中でいろいろなご意見が寄せられております。

雇用情勢については、11月以降、特に12月に入ってから非常に厳しくなっていると感じております。10月の段階で雇用情勢の部分で尋ねたところによりまして、従業員数についての大まかな調査をしております。正規、非正規の雇用状況、さらには非正規の中の派遣の状況についてを調査しております。非正規はさきの就業構造では3分の1程度というような状況がありましたけれども、今回の150社の中では、非正規は約4分の1になっております。比較的小さい企業を回っているからかなとは思っておりますが、そんな状況になっています。派遣につきましても、派遣の総数は1,300弱の数字になっております。

以上です。

小越委員 10月に回ったときにはそうでもなかった、雇用の悪化はなかったという理解でしょうか。それでは、ここ一、二カ月、ここ二、三週間、物すごい勢いで

雇用が悪化していますけれども、今後はどのように。私は、先ほど産業集積の補助金14社はもちろんですけれども、例えば産業立地コミッションのホームページに載っている企業がありますよね。県内でも名だたる有数の企業です。それから、企業団地に入っている企業、こういうところは多分、何らかの税金の優遇措置がされていると思うんです。そこに直接出向いて、雇用の確保、継続というように訪問していくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

塩谷労政雇用課長 当然、雇用の情勢が刻々と変わっております。特に、ここ1週間ほど、国の方では、企業当たりいろいろな雇用整理の状況が伝わっております。県としましては、こういう状況がありますので、当然これから調査をしてやっていくわけですけれども、現在、国において労働局で12月10日現在の派遣非正規雇用の状況について調査をしております。現在取りまとめ中ですので、その結果を踏まえる中で検討していきたいと思っております。

小越委員 12月10日の前でいきますと、県として実態調査をするということでしょうか。

塩谷労政雇用課長 県と国で二重にすることは無いと思っておりますので、国の調査結果を待っていたいと思っております。

小越委員 国のところで、11月現在で、全国で製造業の派遣、3万人が雇いどめとなったんですけれども、県内では124と言われております。この数字と、今後12月10日以降の数字でどのように推移していくと思われますか？

塩谷労政雇用課長 数字がどのぐらいになるかについてははっきり言えませんが、我々が11月の末から12月にかけての訪問の結果によりますと、もう124を超えることは、少なくとも多くなることはたしかだと思います。ただ、数字的に1,000になるとか2,000になるとかという数字は答えられません。以上です。

小越委員 やはり、国任せじゃなくて、県としてしっかりつかんでもらいたいと思うんです。先ほどの産業集積助成金出している企業14社、それから工業団地に入っているところ、ほとんどが優遇税制で税金の控除、安くなったりしているところもあります。山梨県内にも名だたる有名大企業でこういうところはたくさんあります。そういうところは、少なくとも行って、人事部じゃないですよ、用度とか総務で聞かないと。派遣のところは人事管理じゃないところがありますから。そこに聞かないと、何人雇いどめするのかわからないんです。ぜひ調査してもらいたいと思うんですけど、国の指示待ちじゃなくて、県として独自に調査をすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

塩谷労政雇用課長 独自の調査については今のところ考えておりません。やはり先ほど申し上げましたように、国と県で同一企業に同じような調査をすることの企業側の負担がありますので、今のところは、やる考えはありません。

小越委員 先日、私も日本共産党山梨県委員会で雇用の緊急実態調査をいたしました。労働者の皆さんからの直接の相談や聞き取りもしましたが、物すごいスピードと規模で契約社員の解雇や、あるいは正規職員の解雇が行われています。

3カ月ごとに3年間更新してきた製造業の方、契約社員ですけど、今回は更新しないと、ご苦労さまでしたと、1枚だけの紙切れで使い捨てをされてしまいました。あるいは、郡内地方ですけれども、郡内地方の精密機械の大手企業、トヨタ関連の仕事の受注が前年比4割近くも減り、200人余りいた派遣社員、パート労働者のうち、この12月16日までに96人、派遣社員を解雇する。来年1月16日にはさらに20人。合計116人雇いどめをしている。こういうすごい大きな数字がでてきています。

そのほかにも、北杜市の大手半導体メーカーの下請け、関連5社で100人以上の派遣の解雇、それに続く正規の20%削減、正規から派遣へと転換を進めています。また、甲府市内の電機メーカーの下請けでは、下請け発注のストップによる派遣で5社、100人の全員解雇。正規の60人中40人が自主退職を強要される。あるいは、県の自治体、県からの委託を受けている事業所で、県からの委託がなくなり全員解雇される。物すごい勢いで広がっています。このほかにも、一時帰休ですとか、それから賃金カットですとか、本当にね、124とはとても思えない。私どもの緊急調査だけでも二十数社、数百人、あるいは1,000人ということを考えるぐらいの規模だと思うんです。

自動車の問題は愛知県だけではなくて、山梨県内でも自動車の関連企業はたくさんあります。ここで自動車の部品つくっていたかと思うようなところも含めてたくさんあります。下請けの会社もいっぱいありますし、今度は半導体のところが厳しくなってきました。

山梨県でもこの実態をつかむためには、労働局任せではなく、労働局がどこをやっているのか、山梨県はどこをするのか。山梨県が、実感として、概観としてしっかりつかまないと、次の政策が出てこないと思うんです。いかがでしょうか。

塩谷労政雇用課長 先ほど申しましたように、実態調査自体はやるつもりはありません。ただ、個々の企業につきまして、こういう状態に入ったと情報が入れば、そこに対しては、もしくは赴いて状況について伺うことになっておりますので、御理解をお願いします。

小越委員 やはり、県が直接出向いて、そしてとりわけ大企業ですね。大企業の工場下請けも含めて。解雇を許してはならない。解雇したら、この人の生活がどうなるのか。この年末、年明けどうするのか。そして、2009年の雇用の問題があります。派遣の方が直接雇用になるのか、請負になるのか、それとも首を切られるのか、それは2009年3月に迫ってきているんです。これ幸いに派遣の解雇、雇いどめをするという可能性もたくさん出てきます。それを労働局がやっているからじゃなくて、県が、やはり、実態として、実感としてつかまないと、次の政策が出てこないと思うんです。

それで、12月9日には厚生労働省は労働局を通じて通達を出しています。不適切な解雇、雇いどめ予防等の啓発指導、もう一つ、再就職援助計画、大量雇用変動届けについては、非正規労働者についても要件を該当する場合は届出しなさいと。採用内定取消を行う事業所の4点の指導。4点あります。この通達を受けて、労働局ではなく県として、労働行政はどのようにこの通達を生かしていこうと思っておりますか。

塩谷労政雇用課長 当然、通達は労働局に対してですが、うちでもホームページ等で入手できますし、その情報は受けております。当然、企業側に対しては今回、17日に新3年生のための就職相談会に企業が出てきますので、その参加企業に対しては、

当然、そういうことがありますので、周知徹底についてはやっていきたいと考えております。

小越委員

それで、全体状況をつかまないと、先ほど自治体として何をするか。先ほど、国の補正予算を待っているという話でしたけれども、全国の自治体では、もう既にいろいろなことが始まっているわけです。地域全体が派遣や契約社員の解雇、そこには100人、もし首になったら、家族がいます、地域があります。地域全体がもう何百人も失業者を抱えて、収入が入ってこなくなってしまうんです。実態調査も含めて、企業に直接雇用の継続を申し入れること。東京や神奈川では、失業対策として、例えば樹木の選定やお掃除とか、緊急雇用創出確保事業、あるいは離職者への、仕事を失った方への生活資金の無利子の融資対応。山梨としてこういうことはすぐにやるべきじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

塩谷労政雇用課長

先ほどの緊急離職者に対する雇用創出事業でございますが、先ほども申し上げましたように、国の予算を見ながらということで考えていきたいと思っております。特に、今回、部長の最初の説明にもありましたような緊急対策本部を設置する予定でございます。その中で検討していきたいと思っております。

小越委員

ぜひ緊急対策本部は商工労働部だけではなく、例えば福祉的な措置、低所得者への福祉の問題、それから仕事を増やすこと、あるいは住宅供給の問題、全庁を挙げて取り組まないとできない問題ですので、これは明日、あさってでもすぐにやってもらいたいと思います。

例えば、北海道では、私どもの申し出に対して、補助金交付の道内進出企業には直接知事が出向くと。それで雇用をちゃんとしっかり守れと言っているんです。企業の話とか個別の問題ではないんですね。もうこれは、知事を先頭に、商工労働部長先頭に、雇用をしっかり守れと。そこをやはり、首を切った後どうしましょうかじゃなくて、首を切るなど、この立場でやはり臨んでいかないと、多くの人が路頭に迷って、県民所得ががくっと下がるんですよ。ぜひお願いしたいと思います。

それから、29、30日に緊急雇用相談をするとおっしゃっていましたがけれども、県民プラザでやるんでしょうか。どこでやるんでしょうか。

塩谷労政雇用課長

県民プラザの中小企業労働相談所で行います。

小越委員

私も行ったことあるんですけども、県民プラザがどこにあるのか、少し垂れ幕をつくるとか、そのぐらいやらないと、どこに行ったらいいかわからないと思うんです。

例えば、神奈川県の方では、街頭で緊急の労働相談もやっているんです。で、県民プラザでこういうことをやっていますということで、例えば、工場の前でビラを配るとか、こういうのありますよというようにお知らせするとか、待っているだけでは、先ほどの商工じゃありませんけれども、123件しか相談に来なかったと。今回のやつも相談に来なかったから雇用の問題は余り関係ありませんって、そんなわけにいかないんです。もうみんな死活問題ですから。これは、県が知事を先頭に、もう最優先でこの雇用問題をしなければだめだと思うんです。緊急の実態把握と、それから具体的に困っている人にどうすればいいのか。先ほど、融資の問題や緊急雇用創出、国の補正予算がいつ来るかわかりませんが、それを前に前倒しをしてやらないと、もう生活がやってい

けない、そういう人がたくさん出てきます。

ぜひそれは、どこの立場とか、どこの部署ではなく、ここの商工労働部が労政雇用課を持っているわけですから、ぜひ先頭に立ってやってもらいたいと思います。やはり、今、県の姿勢が問われていると思うんです。県民の生活、雇用を守る立場に立つのか、先ほどのように、助成金出したけど、それは向こうの関係ですということで、要綱違反じゃありませんと言うのか、そうじゃないと思うんですよ。税金出していて、そして雇用を勝手に事前協議もなく首切ったと。そうしたら、抗議に来るべきじゃありませんか。税金で出しているのに。県民の暮らしをそのままにしてしまう。企業の経営の立場に立つのか、労働者の立場に立つのか、県民生活守るのか、問われている大事な場面だと思います。ぜひ商工労働部長、そこはどうなんでしょうね、これ、厚生労働省管轄でしたね。ぜひそこはね、そうは言っても、ここしか部長は今いませんからね。労働部長いませんからね。商工労働部長が先頭に立ってやるしかない。

(「経営者をやらなければならない」と呼ぶ者あり)

しかし、経営者は、中小の零細ではなく、大きな企業のところで、たくさん今ね、いろいろなところで首切りが始まっているんです。実態つかんでいると思いますけれども、ぜひ先頭に立ってやってもらいたいと思います。

主な質疑等 企業局関係

※所管事項

質疑 なし

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を来る1月29日木曜日に実施することとし、場所等については、後日通知することとされた。

以 上

農政商工観光委員長 木村富貴子